

第4次鹿島市食育推進基本計画

令和3年度～令和7年度



令和3年6月

佐賀県 鹿島市

はじめに

(計画策定の趣旨)

「食」は生命の源であり、すべての人々が生涯にわたって健康で心豊かに暮らしていくためには、毎日の健全な食生活の実践が重要です。

国及び県も国民及び県民が生涯を通じて食育に関する課題に取り組むために、令和3年3月にそれぞれ食育に関する計画を策定しています。

本市においても平成19年7月に第1次食育推進基本計画を策定して以降、行政をはじめ、家庭や地域、学校、関係団体などが連携し、全年代において食育の大切さを認識し、取り組むことを推進してきました。

しかし、市民の食育への関心は徐々に高まってきているものの、変化する社会情勢のなか、それを取り巻く環境も変化し、市民のライフスタイルや価値観、ニーズが多様化し、私たちの食生活も大きく変化している状況です。食に関する利便性が高まる一方で、食品ロスの増加、新型コロナウイルス感染拡大などによる中食（持ち帰りや出前、デリバリー）やインスタント食品の消費の増加、不規則な食事による生活習慣病の増加など、さらなる問題も出てきており取組が必要となっています。

これらを踏まえ前計画を見直し、これまでの食育推進の成果と課題の整理を行い、各関係機関がそれぞれの役割を發揮しながら、市民の健全な食育を推進できるよう「第4次食育推進基本計画」を策定し、これに取り組んでまいります。

この計画の策定にあたって、貴重なご意見やご提言をいただきました鹿島市食育推進基本計画策定委員の皆さまと関係各位に対しまして、厚く御礼申し上げます。

令和3年6月

鹿島市長 樋口 久俊

○食育の語源

「食育」は、新語ではなく、わが国では明治時代以降、体育や知育とならぶものとして用いられてきた。明治31年には、石塚佐玄（いしづかさげん）が『通俗食物養成法』のなかで「今日、学童をもつ人は、体育も智育も才育もすべて食育にあると認識すべき」と、明治36年に出版された村井弦斎（むらいげんさい）著の『食道楽』の中で、「小児には徳育よりも、智育よりも、体育よりも食育が先。体育、徳育の根元も食育にある。」と「食育」について記述している。

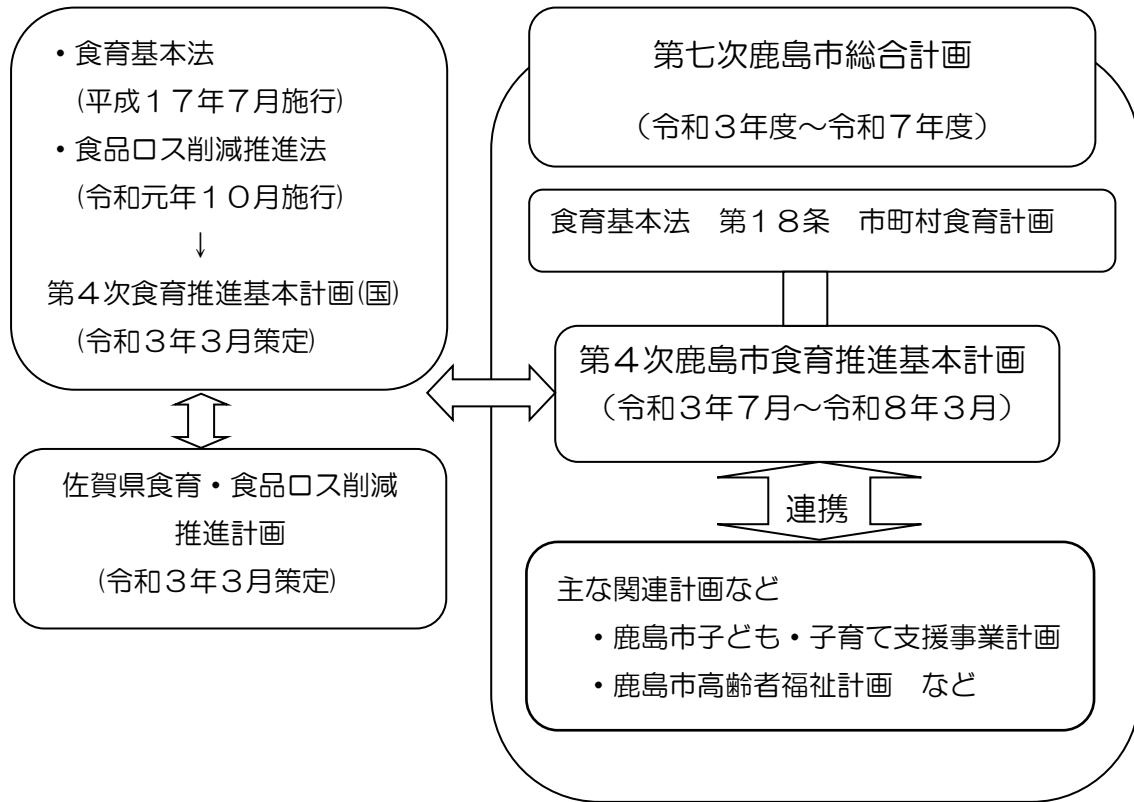
目 次

I. 計画の策定にあたって	1
1. 計画の位置づけ	1
2. 計画の期間	1
II. 鹿島市の現状と課題	2
1. 本市の概要	2
2. 市民の健康状態	3
3. 各食育の場における取組の評価と課題	6
(1)家庭・地域における食育推進の評価と課題	6
(2)保育所・認定こども園・幼稚園における食育推進の評価と課題	9
(3)小学校・中学校における食育推進の評価と課題	9
(4)農林水産業における食育推進の評価と課題	11
(5)食品の加工・流通・販売の分野における食育推進の評価と課題	12
4. 第3次食育推進基本計画の目標値と達成度	13
III. 食育の概念と目指すべき方向	14
1. 食育の概念	14
2. 目指すべき方向	14
3. 食育推進の体制	15
IV. 家庭・地域における食育の推進	16
1. 食育の啓発	16
2. 健康寿命の延伸につながる食育の推進	18
3. 歯の健康を保つための健康づくり	19
4. 地域における食育の推進	19
5. 伝統的な食文化継承活動の推進	20
6. 食品ロス削減の推進	20
V. 各食育の場における食育の推進	22
1. 保育所・認定こども園・幼稚園における食育の推進	22
2. 学校における食育の推進	22
3. 農林水産業における食育の推進	24
4. 食品の加工・流通・販売の分野における食育の推進	27
VI. 生涯にわたるライフステージに応じた具体的な食育の取り組み	29
VII. 現状と目標値	30
資 料	
1. 鹿島市食育に関するアンケートの集計結果	31
2. 鹿島市食育推進基本計画策定委員会 名簿等	40
3. 鹿島市食育推進基本計画策定委員会設置要綱	41

I. 計画の策定にあたって

1. 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置づけられるもので、国、県の食育推進計画、さらには「第七次鹿島市総合計画」をはじめとする本市の他の計画との整合性を図りつつ、市の食育を推進する上での基本的な指針とするものです。



○食育基本法第18条第1項

市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているとき、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2. 計画の期間

この計画の推進期間は、令和3年7月から令和8年3月までの5年間とします。

《これまでの食育推進基本計画 策定期間》

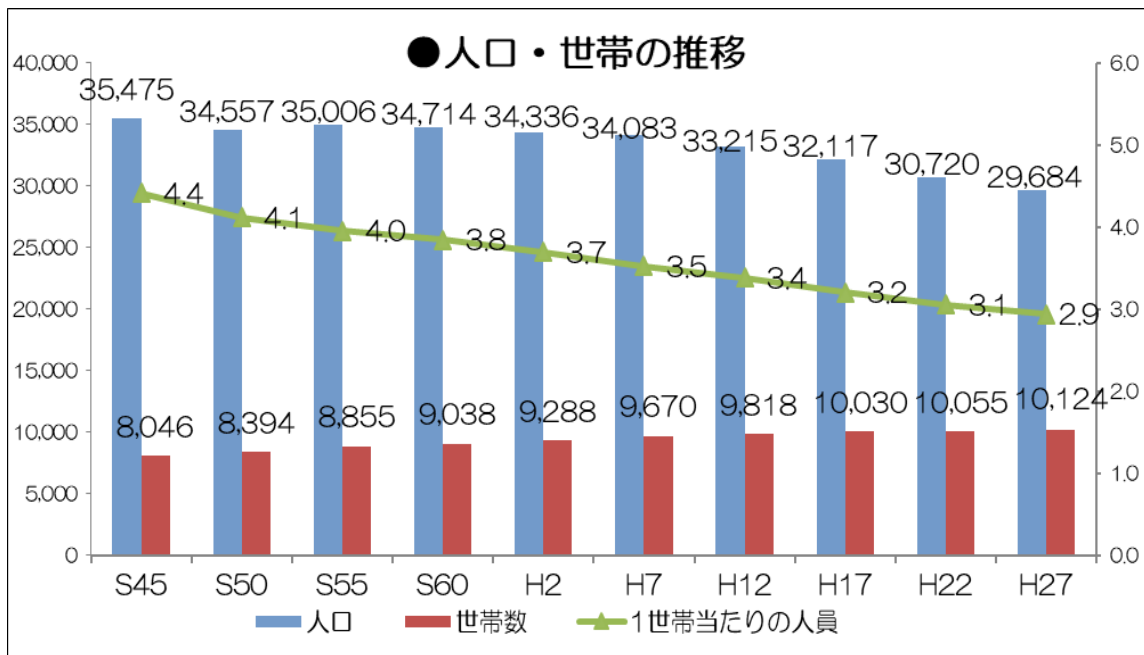
平成19年7月～ 平成23年度 (5年間)	平成24年～ 平成27年度 (4年間)	平成28年度～ 令和3年6月 (5年間)	令和3年7月～ 令和8年3月 (5年間)
第1次食育計画	第2次食育計画	第3次食育計画	第4次食育計画

Ⅱ. 本市の現状と課題

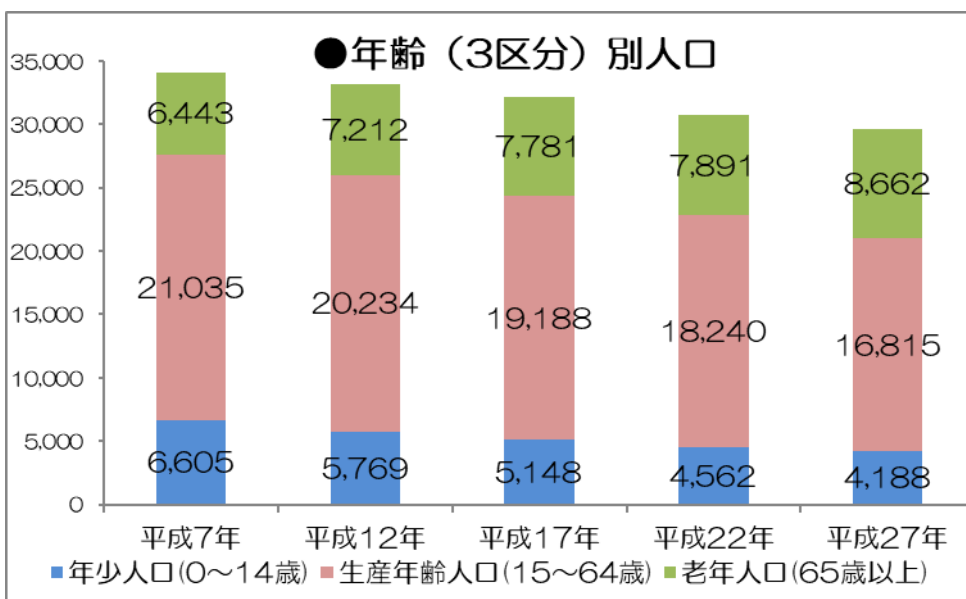
1. 本市の概要

鹿島市は65歳以上人口が増加する一方で、0～14歳の年少人口は減少する傾向が続いており、少子高齢化が進んでいます。全国や佐賀県と比較すると共働き家庭、3世代同居率は高く、共働き家庭は全体の6割前後を推移しています。しかし3世代同居率は年々減少しており核家族化が進んでいます。

単位：人



(総務省「国勢調査」)

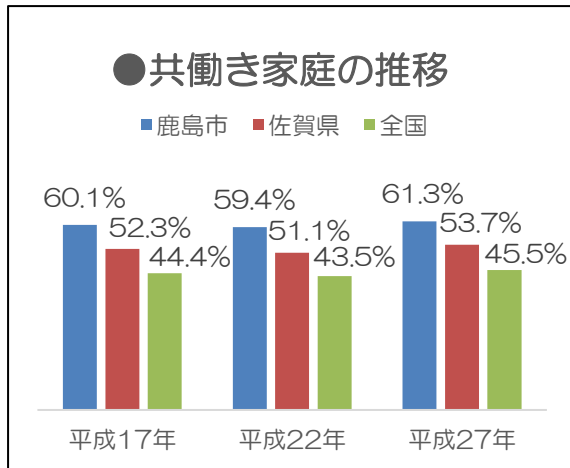


佐賀県全国ランキング

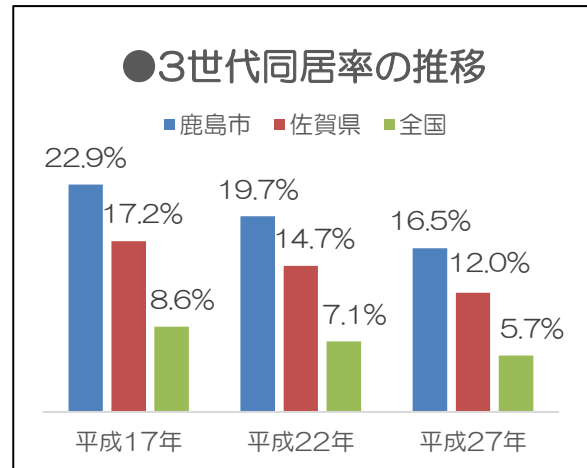
- ・年少人口割合 3位
14.0%
- ・生産年齢人口割合 26位
58.3%
- ・老年人口割合 31位
27.7%

(平成27年国勢調査)

(総務省「国勢調査」)



(総務省「国勢調査」)

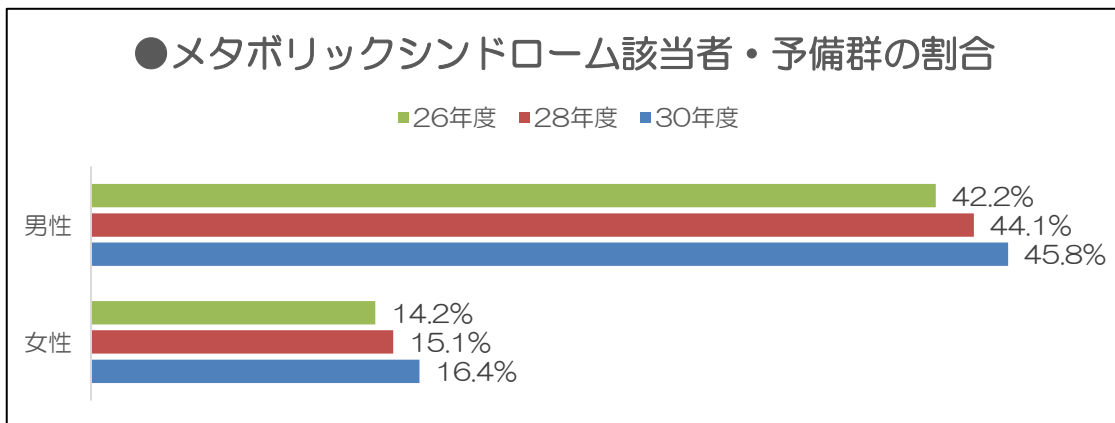


(総務省「国勢調査」)

2. 市民の健康状態

(1) メタボリックシンドロームの判定区分について

平成 26年度から平成30年度に鹿島市が国民健康保険被保険者に実施している特定健診の結果から、メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合(※注1)は、健診を受けた男性の約4割、女性は約1.5割が該当しており、男女共に増加傾向にあります。男性と女性の割合を比較すると、男性の方が女性より約3倍程度多い結果が出ています。

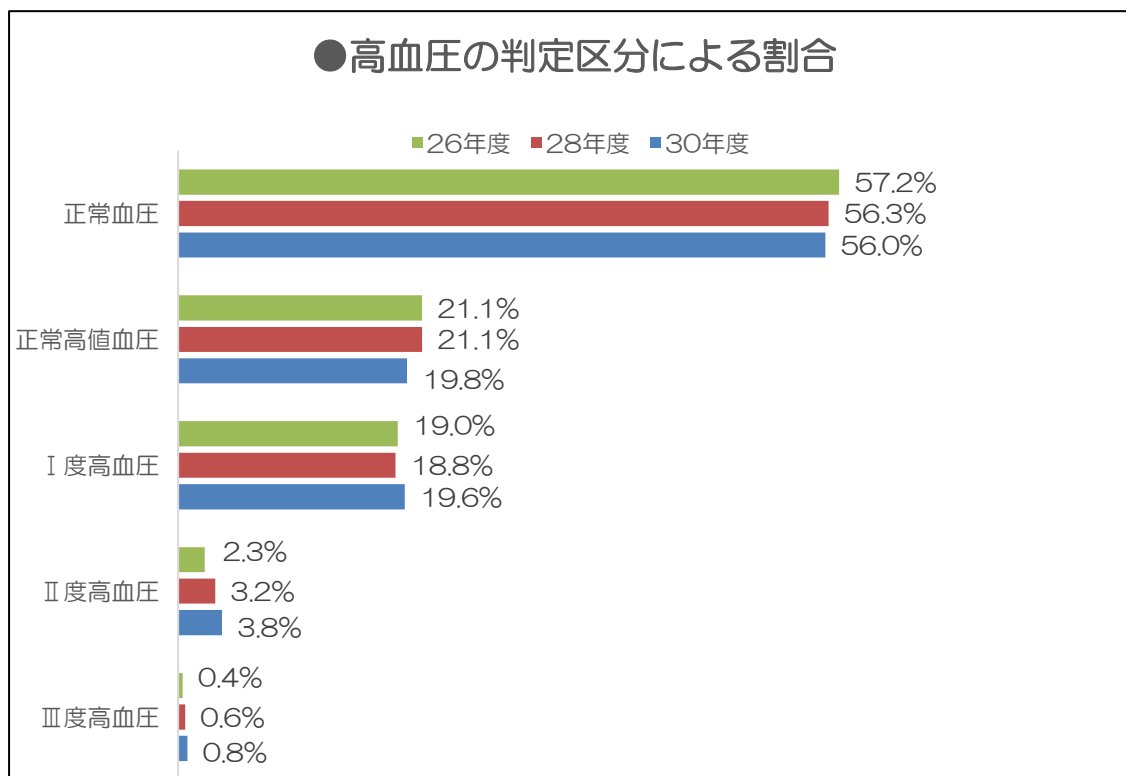


(※注1)

- メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)該当者
内臓脂肪の蓄積をベースに高血圧・高血糖・脂質異常などの動脈硬化の危険因子を2つ以上もつ状態のこと
- メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)予備群
内臓脂肪の蓄積をベースに高血圧・高血糖・脂質異常などの動脈硬化の危険因子を1つもつ状態のこと

(2) 高血圧の判定区分について

高血圧の判定結果(※注2)では、「正常血圧」の割合は年々減少しており、「Ⅰ度高血圧」以上の割合が微増しています。



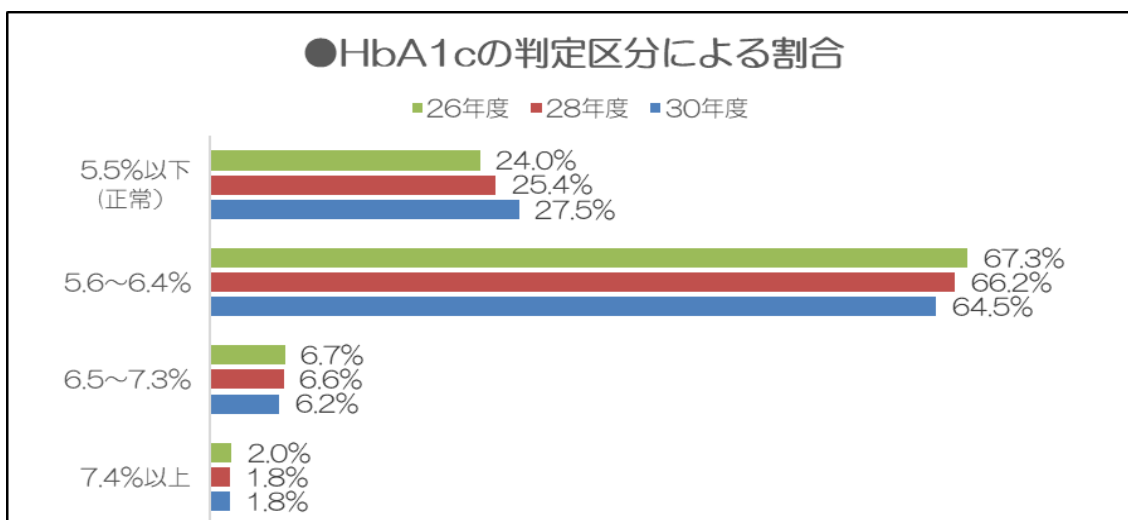
(※注2)

分類	収縮期	拡張期
正常血圧	< 130	かつ < 85
正常高値血圧	130~139	または 85~89
Ⅰ度高血圧	140~159	または 90~99
Ⅱ度高血圧	160~179	または 100~109
Ⅲ度高血圧	≥180	または ≥110

(資料 鹿島市国保特定健診結果)

(3) HbA1cの判定区分について

HbA1cの判定(※注3)では、全年度で「5.6～6.4%」の割合が最も高く、健診を受けた約6割が該当しています。5.5%以下(正常)の割合は微増しており、6.5%以上の割合は横ばいとなっています。



(※注3)

HbA1c(ヘモグロビンエーワンシー)

血液中のHbA1cを調べると、過去1～2ヶ月間の血糖値の平均を知ることができます。検査当日の血糖値が良好でも、HbA1c値が高ければ、日々の血糖コントロールが不良だったということになります。

HbA1c 5.5%以下・・・正常
5.6～6.4%・・・正常高値～糖尿病の可能性を否定できない
6.5～7.3%・・・糖尿病が強く疑われる
7.4%以上・・・糖尿病が強く疑われる(3大合併症の危険性が出てくる)

※3大合併症…糖尿病性網膜症、糖尿病性腎症、糖尿病性神経障害

3. 各食育の場における取組の評価と課題

(1) 家庭・地域における食育推進の評価と課題

1. 食育の啓発

①毎日朝ごはんを食べる

広報誌やホームページなどで、食育に関する情報を提供し、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進に努めました。食育月間や食育の日に合わせて、朝ごはんの重要性やバランスのいい食事などの情報を発信しました。

成人期のアンケートの結果、「朝食をほとんど毎日食べる」と答えた人が 81%で、「週4～5回食べる」と答えた人が 4%でした。「ほとんど毎日食べる」と答えた人が最も多い年代は 60 歳代で、20 歳代が最も少ない結果でした。朝食の内容としても「主食とおかず」や「主食と味噌汁(汁物)」など 2 品以上食べると答えた人が 82%であり、バランスのいい朝食を摂ることを心がけていることが窺えます。

朝食を「ほとんど食べない」と答えた人の理由として「習慣になっているから」と答えた人が 64%だったため、今後も幅広くすべての年代に対して朝ごはんの重要性について啓発し、理解を深めていく取り組みが必要です。

②家族や友人等と一緒に食事する共食の推進

家族や友人等と一緒に食事することは、コミュニケーションの場となること以外に、栄養バランスがとれた食事ができることや食事のマナーが身につく、規則正しい食事ができるなどさまざまなメリットがあります。

成人期のアンケート結果で家族だんらんの食事が「6～7日」と答えた人は 58%、「3～5日」と答えた人が 13%でした。前回の調査結果と比較すると「6～7日」と答えた人が 13%増えており、共食の大切さが徐々に浸透していると考えられます。

高齢者の単独世帯や共働きの増加などによる孤食の予防について取り組むとともに、新しい生活様式に対応した共食を推進していくことが重要です。

③「食育月間(6月・11月)」「食育の日(毎月19日と第3金・土・日曜日)」の推進

11月の食育月間に合わせて小学校の「次世代育成料理教室(なかよし料理教室)」を開催し、子どもたちが食の知識を得る実体験の場としての取り組みを行いました。

毎月の食育の日に合わせて食生活改善推進による「食改さんの料理教室」を開催し、季節料理や郷土料理などのテーマを決めて、バランスの取れたメニューの提供を実施し、食育の日のPRにつなげました。

また、広報誌やポスター掲示、ホームページで食育に関する情報を掲載し、食育月間や食育の日について情報の普及・啓発に努めました。

④若い世代への食育の推進

20歳代、30歳代の若い世代は、これから親になる世代でもあります。この世代への食に関する取り組みは、次世代の子どもたちが健全な食生活を送ることにつながる重

要な取り組みです。

妊娠期から食の大切さを理解してもらうため母子手帳交付時に食事バランスなどの食の基本について説明し、また子育て中の人には離乳食・幼児食教室などを通して正しい食に関する知識の普及に努めました。また、個別相談に対応することで、食や食に関する情報の氾濫に振り回されることなく正しい知識を獲得し、スキルの向上や家庭での実践につなげられるよう取り組みました。

また、小学校で高学年を対象に食生活改善推進員による「なかよし食育料理教室」を開催し、次世代育成のため、調理実習を通して学童期から食についての興味、関心を持ち、食の大切さについて考え、正しい知識を学ぶ場となるよう取り組みました。

今後も地域の関係機関、関係団体と連携しながら、若い世代に向けた食育活動に取り組み、次世代が心身の健康を増進する健全な食生活を実践できるよう努めていきます。

⑤食育に関する情報提供

食育に関する正しい情報を広報やホームページ等に掲載し、幅広い世代に向けて情報を発信し、啓発しました。

今後も少子高齢化や単独世帯・共働き世帯の増加、地域社会活力の低下など、食をめぐるさまざまな課題に合わせた取り組みについて検討し、社会全体で課題に向けた取り組みができるよう、広く情報を発信していきます。

2. 健康寿命の延伸につながる食育の推進

本市が国民健康保険被保険者に実施している特定健診の受診率は、平成 27 年度は 41.1%、平成 28 年度は 40.2%、平成 29 年度は 39.3%、平成 30 年度は 39.5%、令和元年度は 42.2%とほぼ横ばい状態です。この受診率は県内では低い状況です。特定保健指導の実施率は平成 27 年度は 44.8%、平成 28 年度は 48.3%、平成 29 年度は 61.2%、平成 30 年度は 63.1%、令和元年度は 63.8%と年々伸びてきており、県内でも高い実施率となっております。

本市は男性のメタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合が高く、高血圧症や心疾患、脳血管疾患により医療機関を受診している人が多い状況です。また、年々糖尿病で治療をしている人も増加傾向にあります。

生活習慣病の早期発見や早期治療、重症化予防につなげるため、多くの人に特定健診を受診してもらう必要があります。そのため未受診者への電話や訪問、個別通知などによる受診勧奨を行いました。また、受診しやすい環境を整えるために、医療機関での個別健診の実施時期を延長したり、保健センターで日曜日の集団健診やがんセット検診と特定健診の同時実施など、受診率の向上に努めました。医療機関と連携し、かかりつけ医療機関からも健診の受診勧奨へ協力をいただきました。

そして、健診結果よりメタボリックシンドローム該当者及び予備群を抽出し、個別に特定保健指導を実施し、個々に応じた生活習慣改善に向けた取り組みの提案や支援を行

いました。

成人期のアンケートの結果では「メタボリックシンドロームについて内容まで知っている」と答えた人が67%と、前回と比べるとその認知度は横這いの状況です。また、「食事の内容について」は「甘いものをよく食べる」や「味付けが濃い」、「主食が多い」、「脂っこいものが多い」と答えた人がそれぞれ多い状況です。

メタボリックシンドロームは、運動不足や食べ過ぎなどの生活習慣の積み重ねが原因となるため、適度な運動とバランスの取れた食生活などに努めることが予防や改善につながります。メタボリックシンドローム該当者及び予備群を減らし、生活習慣病を予防するため、特定健診と特定保健指導の受診率向上に努め、健康的な生活習慣を心がけるための正しい知識を得て実践できるよう、取り組んでいくことが重要です。

3. 地域における食育の推進

地域では、食生活改善推進協議会による食生活の改善や健康づくりを推進する活動として、「食改さんの料理教室」をはじめ、保育所での親子を対象とした「親子料理教室」や小学生を対象とした「次世代育成料理教室（なかよし料理教室）」、高齢者を対象とした「高齢者の健康料理教室」など、幅広い年代を対象とした活動が行われました。また、高齢者への低栄養や閉じこもり予防などを目的に、高齢者のみの世帯を対象に「ふれあい会食会」を開催し、共食の機会を提供しました。そして健康的でバランスの取れた食事について、高血圧や骨粗しょう症などのテーマに沿った料理教室を開催しました。

今後も多くの人に食の大切さを理解し、活動の輪を広げるために、「ヘルスマイト養成講座」を通じて協議会会員を募り、新しい生活様式を取り入れながら、さらなる取り組みを実践していきます。

老人クラブにおいては出前講座を通しての食に関する健康教育を行い、高齢者への食の重要性について知識の普及、啓発を行いました。また、高齢者福祉施設の協力のもと、配食サービスを実施し、栄養の改善と健康増進を図るとともに安否確認を行う取り組みも実施しています。

4. 伝統的な食文化継承活動の推進

本市には、「むつごろう」などの郷土料理や行事食である「ふなんこぐい」などの伝統的な食文化があります。また酒や漬物、味噌、醤油、粕漬などの発酵食品が特産で、米やみかん、海苔などの農水産物にも恵まれています。

「むつごろう」や「ふなんこぐい」などの郷土料理については多くの人が認知されており、アンケート結果では56%の人が食べたことがあると答えました。

この伝統的な食文化を継承するために、保育園や幼稚園、学校などの給食で郷土料理を提供したり、行事を通して学ぶことができるよう実践しています。また、食文化の継承や郷土への理解を深めるために、食生活改善推進協議会による料理教室を開催しています。

鹿島市発酵研究会などでは、発酵食品の良いところを広めるため、イベントなどを開催し、「発酵文化の香る街・鹿島」をPRすることを目的に活動をされています。

(2) 保育所・認定こども園・幼稚園における食育推進の評価と課題

幼児期は、健康で安全な食生活に必要な基本的な習慣を身に付ける重要な時期です。各園において食育年間計画を作成し、発達段階に合わせた食育推進を実施しました。

園で実施する野菜栽培や収穫、簡単なおやつ作りなどの「食」の体験は、園児たちへ食材や食べることに親しみや関心を与え、「食を営む力」を培います。さらに、食事づくりに積極的に参加することにも繋がり、5歳児（年長児）では96%の園児が家庭で調理や片づけの手伝いをしています。

一方、アンケート調査の結果によると、朝食をほとんど毎日食べる園児は93%となっており、朝食を欠食する園児やひとりで食事（孤食）をする園児も見受けられています。基本的な食習慣を身に付けるためにも、今後も引き続き園だよりなどを通じて、生活リズムや食事の状況などを家庭と共有し、保護者の「食」の関心を高め、協力し合う必要があります。

(3) 小学校・中学校における食育推進の評価と課題

成長期にある児童生徒への食育は、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすもので、生涯にわたって健やかに生きるための基礎を培うことを目的としています。小・中学校においては7つの項目に重点をおいて5年間取り組んできました。評価と課題について検証し、今後も食育の推進に取り組むことが重要です。

1. 推進体制の充実

学校ごとに年間指導計画を作成することを目標として取り組んだ結果、「食に関する指導の全体計画」「食に関する指導の年間計画」の策定は100%を達成しました。また、学校給食においては、「学校給食年間指導計画」をもとに学校給食を「生きた教材」として活用してきました。

策定した年間指導計画をもとに、学校ごとにチームとして協働で取り組み、学校教育活動全体における組織的・計画的な食育の指導を取り組みます。

2. 学校における「食育」の授業の実施

市内の小学校では、食の専門的な知識を持つ栄養教諭等と学級担任で発達段階に応じた食に関する授業を全学級で実施し、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける機会となりました。

食育推進強化月間には各学校で、食育に関する集会の開催や標語作りなどの取り組みを行い、児童生徒の食に関する意識を高める機会となりました。

令和2年度に実施した小学校5年生及び中学2年生に対する食生活実態調査の結果、朝食を毎日食べる児童生徒の割合は、小学校で90.5%（平成28年度比0.9%増）、中

学校で 82.8%（平成 28 年度比 6.7%減）と小学校はわずかに増加し、中学校は減少しました。5 年間の変化を見ると小学校はわずかに増加、中学校は減少しています。

児童生徒の食の自己管理能力を養うために、今後も栄養教諭等と学級担任との連携によって食に関する授業を実施し、発達段階に応じた食育の充実を図ります。

3. 食に関する体験活動の推進

総合的な学習の時間や生活科・家庭科などの時間に生産に関わる人に接したり、児童生徒自らの手で栽培、調理などの体験をしました。生産者への感謝の念を育むとともに、生産した食物を食すことで「食」への関心を高める活動を推進しました。

今後も農漁業体験を通し、食は自然の恵みや勤労の成果によるものであることを理解させるとともに、食品ロスの視点を持ち、命と食への感謝の気持ちを育みます。

4. 給食を活かした食育の推進

食の専門的な知識を持つ栄養教諭などと学級担任で発達段階に応じた食に関する授業を全学級で実施し、学校給食を生きた教材として活用することで、毎日の給食が栄養バランスのとれた食事であることを理解し、好き嫌いしないで食べようとする姿勢を育てました。

児童生徒の興味・関心を高めることができましたが、実生活での習慣化を図るために、継続的な指導を続けます。

5. 学校給食の充実

①必要な栄養素の確保

成長期にある児童生徒の健康の保持増進・体位の向上を促すために、栄養のバランスを考えて献立作成をしています。今後も特に日常生活において不足しがちな栄養素を補うため、鉄や食物繊維などの摂取に努めていきます。

②地場産物の活用

鹿島の食材を使用する「鹿島うまかばい給食」を毎月実施しました。給食に地場産物の食材を積極的に活用することにより、児童生徒が食材を通して地域の自然や文化、産業等への理解を深め、生産に携わる人々の勤労を理解することにより、食に対する感謝の気持ちを育みました。

学校における副食の地元産の利用割合について平成 28 年は 36.9%、令和 2 年は 24.0%と減少していました。さらなる推進に努めます。

③魅力のある学校給食

「鹿島うまかばい給食」のときには、生産者や畑の写真に掲載したお便りを発行し顔が見える給食作りをすることで、感謝して残さず食べようとする心を育ててきました。また、行事食や日本の郷土料理を取り入れる「日本の味めぐり給食」を実施することに

より、地域の食文化への理解を深めました。今後も行事食や郷土料理の提供を行い、和食給食の献立の開発に取り組みます。

6. 食育を通じた健康状態の改善等の推進

食物アレルギーを有する児童生徒の保護者に対し、次年度に向けての食物アレルギー面談の際に「学校生活管理指導表」を活用した相談指導を行いました。

また、「食物アレルギー対応レシピ集」を作成し、配布することで該当児童生徒が成長するための適切な栄養摂取の在り方について知識の普及に努めました。

望ましい食習慣を形成し、学級担任や養護教諭、学校医などと連携して、過度の痩身や肥満が心身の健康に及ぼす影響や健康状態の改善に必要な知識の普及についても取り組みます。

7. 学校・家庭・地域の連携

食生活改善推進協議会の協力で「なかよし料理教室」を毎年実施し、地域の食文化について、児童生徒が早い段階から関心をもち、理解し、継承していこうとする心を育ていけるように努めました。

また、児童期の食育は家庭の果たす役割が重要であるため、授業参観日における食育の授業公開や学校給食試食会を通じて、保護者への啓発に取り組みました。給食や我が家のおすすめ料理のレシピを給食だよりに掲載し、食事の重要性や適切な栄養管理に関する知識などの啓発に努めました。

今後も学校や家庭、PTA、関係団体などが連携・協力した取り組みを推進していきます。

(4) 農林水産業における食育推進の評価と課題

1. 「食農学習」の推進

子どもが農林水産業の役割や重要性を理解し、地元農産物へ関心を持つことを目標に、市内園児・児童が農業活動体験を行い、学校給食では地元農産物を紹介する「鹿島の味体験」事業を計14回（平成28年度～令和2年11月現在）実施し、食農学習の推進を図り、農業や農産物に対する理解を深めました。

今後も郷土料理への関心を高めるとともに、食文化の伝承や地産地消の取り組みを積極的に推進します。

2. 「地産地消」の推進

医療機関・福祉施設・保育所などの給食における地場産品の利用割合は、平成22年度は52.3%、平成27年度は60.5%と増加しましたが、令和2年度は46.9%と減少しています。その要因としては、「価格が高い」「必要な量がそろわない」「種類が少ない」「どこで手に入るかわからない」などがあります。しかし、「条件があれば利用し

たい」という意見も多数あります。そのため、引き続き旬の時期や品目を考慮したメニュー作りを行うなど工夫していく必要があります。

また、学校給食における副食の地元産（県内産）の利用割合も令和2年11月の時点では25.15%と目標数値55%に大幅にとどかず、地元産（県内産）の調達が難しいことが伺えます。

3. 「都市農村交流」の拡大

都市農村交流については、鹿島市・太良町・JAで構成する多良岳オレンジ海道を活かす会の活動でミカン狩りやぶどう狩りなどの収穫体験、地元の保育園児等の農業体験を毎年実施し、地元の農産物の魅力を発信するとともに、生産者と消費者をつなぐことで、生産意欲の向上にも繋がりました。

今後も各イベントの紹介記事など市報・HP等による情報発信を積極的に行い、実践団体や観光関係者と連携を図りながら推進していきます。

(5) 食品の加工・流通・販売の分野における食育推進の評価と課題

鹿島市産業活性化施設「海道しるべ」では、安全・安心な食を提供するために農林水産事業者や食品加工事業者へ食品の取扱いに関する指導・啓発等を行うとともに、各種講習会を開催し、生産者と消費者との交流促進を図りました。加えて、市内事業者と連携し、地域資源を有効利用した46品目（令和元年度時点）の加工品開発にも取り組みました。

市内の産業5団体（農協・漁協・商工会議所・森林組合・観光協会）で構成する産業連携活性化協議会では、「鹿島おまつり市」を開催し地域食材等を市民やイベント参加者に向けてPRするとともに、農産物等の生産現場を見学する「かしま仕事めぐりツアー」を実施し、鹿島産食品への興味や関心を持ってもらう活動を行いました。

また、九州大学と連携し、市内農産物の機能性成分分析を実施し、加工品開発へ向け、市内事業者等へ情報提供を行いました。

今後についても引き続き、市内外への情報発信など、産地の活性化に向けた支援が求められます。

4.第3次食育推進基本計画の目標値と達成度

項目	第3次食育推進基本計画 策定時の状況		目標		実績	目標達成 項目	担当分野
	年度	数値	年度	数値	数値(%)		
1 朝食を毎日食べる園児の割合 (幼稚園・保育所・認定こども園)	平成27年度	92.4%	令和2年度	97%	93.1%		福祉課
2 朝食を毎日食べる児童の割合(小学校)	平成27年度	89.8%	令和2年度	92%	91%		教育総務課
3 朝食を毎日食べる生徒の割合(中学校)	平成27年度	86.7%	令和2年度	88%	83%		教育総務課
4 朝食を毎日食べる者の割合(成人)	平成27年度	82.6%	令和2年度	88%	81%		保険健康課
5 家族団らんの食事をしている人の割合(週3日以上)	平成27年度	68.4%	令和2年度	75%	71%		保険健康課
6 毎食「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをする (幼稚園・保育所・認定こども園)	平成27年度	87.2%	令和2年度	90%	88%		福祉課
7 主食・主菜・副菜をバランス良く食べるように心がけている 割合	平成27年度	72.5%	令和2年度	78%	76%		保険健康課
8 鹿島市国保特定健診受診率	平成26年度	41.1%	令和元年度	60%	42.2%		保険健康課
9 鹿島市国保特定健診受診者のうちメタボリックシンドローム (該当者・予備群)の割合	平成26年度	26.2%	令和元年度	22.9%	30.8%		保険健康課
10 鹿島市国保特定健診受診者のうち糖尿病及び予備群の割合 (HbA1c5.6%以上)	平成26年度	74.9%	令和元年度	66%	78.6%		保険健康課
11 メタボリックシンドロームを認知している人の割合	平成27年度	68.2%	令和2年度	80%	67%		保険健康課
12 食育に関心がある人の割合	平成27年度	33.8%	令和2年度	40%	69%	○	保険健康課
13 学校における食育推進計画の作成率	平成27年度	100%	令和2年度	100%	100%	○	教育総務課
14 学校給食における副食の地元産(県内産)の利用割合(佐賀県の「学校給 食における県産農産物等の利用状況調査」による)	平成27年度	41%	令和2年度	55%	25%		農林水産課
15 医療機関、福祉施設、保育所等における地場産品の利用割合	平成27年度	60.5%	令和2年度	65%	47%		農林水産課

Ⅲ. 食育の概念と目指すべき方向

1. 食育の概念

本市では食育を次のように定義します。

○人間の生活に最も大切な「食」を通して、いのちの尊さを学び、自分自身と家族の心身の健康を維持する方法を身につけ、家族及び地域の人々、歴史、文化との結び付きを確認できる人を育てること。

○地域の歴史や特性を見つめ直し、地域で育まれてきた食や農、自然環境等を生かして豊かな食文化を継承し、育んでいくこと。

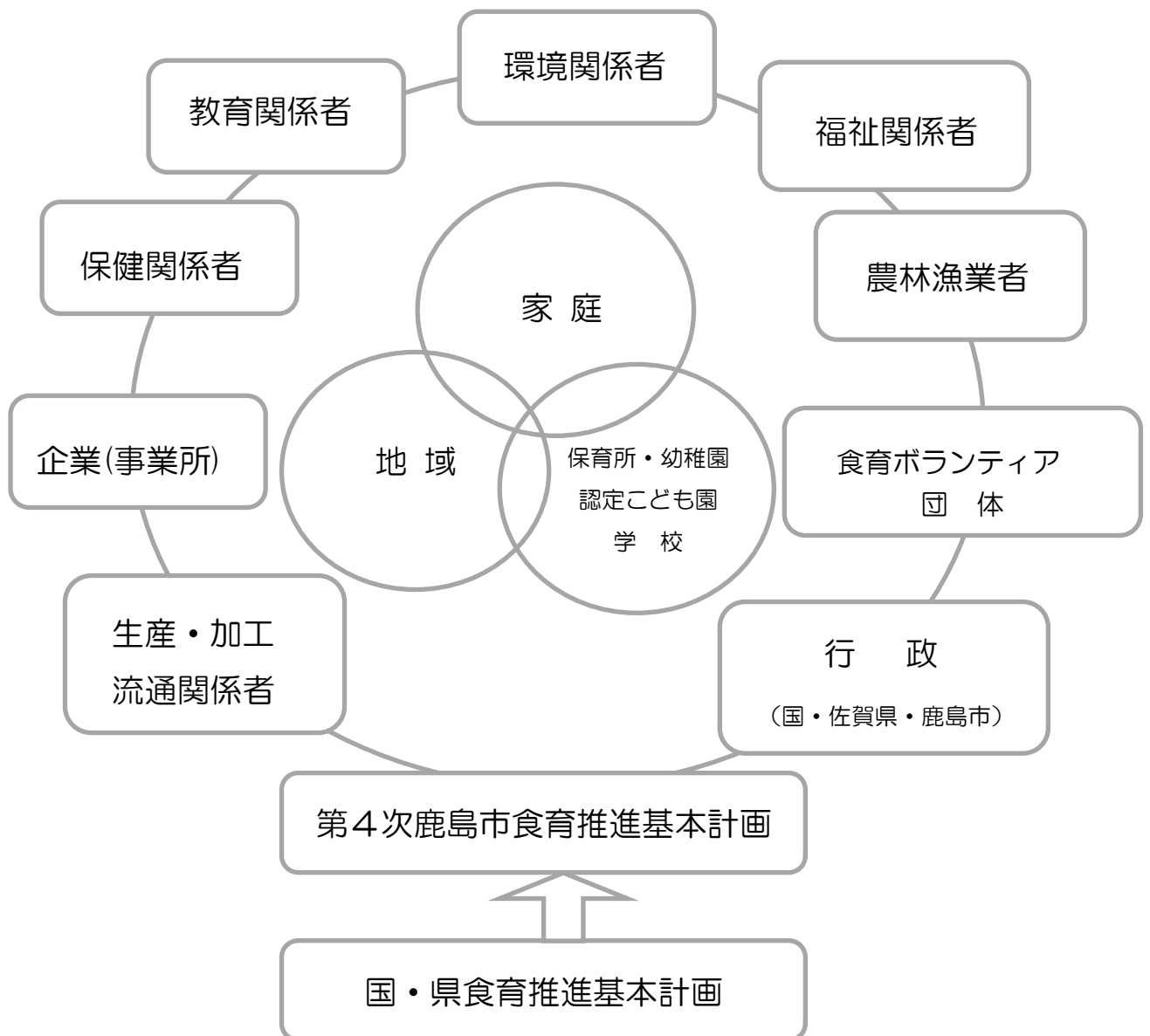
2. 目指すべき方向

- ① 食でつながる健康寿命の延伸
 - ・健康づくりや生活習慣病予防に取り組む
 - ・栄養バランスのよい食事を心がける
- ② 食で育む豊かな心
 - ・食を通していのちの尊さを実感し、感謝の念と豊かな心を育てる
 - ・家族が食卓を囲み、食事の楽しさや大切さを実感し、家族の絆を深める
 - ・家族や生活の多様化に対応した健全で充実した食生活を推進する
 - ・若い世代に食に関する知識を深め、食への意識を高める
- ③ 食で学び伝える鹿島の文化
 - ・鹿島市の伝統的郷土料理や発酵文化等の食文化を継承する
 - ・食農体験学習など様々な活動を通して、地域及び郷土を理解する
- ④ 安心安全な食の生産と理解
 - ・地産地消を推進する
 - ・安心安全な農産物の生産、提供を促進する
- ⑤ 食育に関する情報提供と交流
 - ・様々な広報手段により、食育の理解を深め、実践を促す
 - ・農業体験や交流活動を推進し、鹿島への理解を深める
- ⑥ 食への感謝と食品ロス問題への認識
 - ・食べ物大切に消費していく意識を高める
 - ・未利用食品の有効活用を推進する

3. 食育推進の体制

計画の推進は、市民一人ひとりが「食」に関心を持ち、積極的に「食育」を実践することが必要です。推進するためには、様々な組織がそれぞれの役割に応じて主体的かつ多様に連携・協働しながら活動します。

(イメージ図)



IV. 家庭・地域における食育の推進

家庭は生涯を通して個人の食習慣に大きな影響を与える最も大切な食育の場です。特に乳幼児期・学童期において、家庭での食生活は心身の成長を育むとともに、基本的な食習慣が形成され、望ましい食習慣や知識の習得に必要な場となります。食に関する情報や知識、伝統や文化など家庭を中心に共有され、世代を超えて受け継がれていきます。家族で食事を共にすることはコミュニケーションを図り、子どもの頃からの食事マナーや挨拶などの食や生活に関する基礎について習得したり、食の楽しさを実感することのできる大切な機会です。

家庭での食育を推進していくためには、家族と食卓を囲むことの重要性について啓発し、親子のふれあいや家族団らんなどを通して、食事を作る人や生産した人々への感謝の心を育み、伝統や文化を受け継いでいくことが大切です。また食についてのマナーや健康を保持増進する食生活の考え方、正しい生活習慣を身につける実践の場という役割を担い、日々の生活の中で繰り返し食育を実践し次世代に伝えつなげていくことが重要です。

また、地域は市民の生活の拠点であり、生涯を通して人々の食生活に影響を及ぼします。それぞれの地域の特色を活かし、その地域の個性豊かな食材や郷土料理に親しみながら、住民相互のふれあいと交流を通し、食文化の継承や地産地消の推進、健全な食生活の実践のための活動などに地域住民は主体的に取り組むことが重要です。

さらに、食品や食事の場による感染症の予防のために、食事前には手を洗うなどの衛生面での指導やバランスよく食事を摂ることによる健康維持や免疫力の増加などの正しい知識の普及、生涯を通して健康的に食事を摂るための歯磨き習慣の定着に努めることが重要です。

1. 食育の啓発

市民が望ましい食習慣を身につけ、食に関する正しい知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できるよう、家庭での食育を啓発します。また、共食を通して家庭における基本的な生活習慣を身につけ、心身の健康の保持増進ができるよう実施します。

(1) 毎日朝ごはんを食べる

「朝ごはんを食べる」ことは、1日を気持ちよくスタートさせ、体力や気力、集中力を高め、基本的な生活習慣や生活リズムの確立につながります。朝食に関する正しい知識を獲得し、実践できるように、全年代において家庭でも取り組むことができる「早寝早起き朝ごはん運動」を推進します。

また、忙しさなどでやむを得ず自宅で朝食を摂ることができず、通勤中にコ

コンビニ等で買って朝食を摂る場合は、単品で済ませることが多く、栄養バランスが偏りがちになります。そのような食習慣が長期的に継続することで生活習慣病のリスクが高まる可能性があります。そのため「おにぎり＋野菜ジュース」など、バランスのよい組み合わせを具体的に情報発信します。

(2) 家族や友人などといっしょに食事する共食の推進

家族が食卓を囲んで食事を摂りながらコミュニケーションを図ることは、食育の原点です。これまでより家族と一緒に過ごす時間が増える中で、一緒に料理や食事をすることの大切さや楽しさを感じ、豊かなところが育つよう家族そろって食事をとることの大切さを啓発します。

単身世帯や共働き家庭など家庭で孤食になりやすい場合は、友人や近所の人などと楽しく食事をする方法について情報を発信し、共食機会を持つことができるよう支援します。

《共食（きょうしょく）とは》

共食とは「孤食」の反意語で、一人で食事をするのではなく、家族や友人、職場の人や地域の人など、誰かと共に食事をすることです。共食をすることで心身の健康を増進し、食に関する知識の習得やバランスのいい食事を摂ることができるなど、さまざまなメリットがあるとされています。

(3) 「食育月間（6月・11月）」「食育の日（毎月19日と第3金・土・日曜日）」の推進

食育への意識を高め、実践を促すために定められている「6月と11月の食育推進強化月間」や、国が定める毎月19日に加え佐賀県で定められている第3金・土・日曜日の「食育の日」について推進します。

(4) 若い世代への食育の推進

20歳、30歳代の若い世代は、子育ての世代またはこれから親となる世代であり、食育を次世代に伝え、つなげていく世代です。この世代の人たちが食に関する知識を深め、意識を高めてもらうことは次世代の子どもたちが健全な食生活を送ることにつながります。

そのため、若い世代に対し食の大切さや望ましい食習慣など食に関するさまざまな情報の普及や啓発を行います。また、父親・母親になる人たちに母子健康手帳などを利用して、妊娠期から食の大切さを理解できるよう啓発します。また、子育て期の母親などへの離乳食、幼児食教室などの事業の実施、乳幼児健診や赤ちゃん相談においての個別相談を行い、食に関する不安の軽減

や正しい知識の啓発、情報の発信を行います。

保育所・認定こども園・幼稚園・学校においてはさまざまな講話や体験を通して、食に関する知識や意識、スキル向上を図り、家庭での実践につなげられるように支援します。

子育て中ではない若い世代に関しても、食に関する正しい知識の普及・啓発を行い、健康的な生活習慣を定着させることで、将来に向かって「食」が大切であることを認識できるよう情報の発信を行います。

(5) 食育に関する情報提供

食育に関する正しい情報や調理が簡単なレシピの掲載、バランスのいい食事の献立など、具体的で取り組みやすい情報を市報やホームページなど様々な広報により積極的に発信します。また、各種事業などを通して啓発し充実させることで、食育の重要性を広めます。



離乳食教室

2. 健康寿命の延伸につながる食育の推進

生涯にわたって健康的な食生活を送ることは、健康づくりや生活習慣病予防になり、健康寿命の延伸につながります。

近年ライフスタイルや食習慣の変化により、脂質・炭水化物の過剰摂取やタンパク質・野菜の摂取不足などが増加しており、生活習慣病の原因の1つにもなっています。野菜の摂取量は成人では1日350g以上を目標とされています。特に若い世代が朝は忙しいなどの理由から主食に偏った食事になりやすいため、毎食バランスのいい食事を摂ることができるよう、野菜を使った簡単なレシピや献立など、具体的で取り組みがしやすい情報を広報・ホームページなどで発信します。

そして生活習慣病予防対策として、市では鹿島市国民健康保険被保険者に対し特定健診受診率向上に努め、糖尿病などの生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療に取り組んでいます。健診の結果、指導が必要な人には個別に生活習慣や食生活の改善に向けた栄養指導や保健指導を実施し、継続した支援を行います。また、すでに生活習慣病で治療をしている人に関しては、必要な場合かかりつけ医療機関と連携した保健指導を実施します。

高齢者には介護と医療の一体的な支援を実施し、閉じこもりやフレイル状態の予防及び症状の改善を図り、健康寿命の延伸に努めます。そのため、個別に食生活の改善や疾病の重症化予防に関する栄養指導や保健指導などの個別支

援を行います。

《フレイルとは》

フレイルとは「Frailty（虚弱）」の日本語訳であり、「加齢により心身が老い衰えた状態」のことです。高齢者のフレイルは生活の質を落とすだけでなく、さまざまな合併症を引き起こす危険性もあります。健康的な状態と要介護の中間の状態ではありますが、放置しておくことで進行し要介護状態に移行する可能性が高くなります。しかし適切な治療や予防を行うことで改善し、要介護状態に進まずにすむ可能性があるため、早期に介入することが重要です。

3. 歯の健康を保つための健康づくり

生涯にわたって豊かな食生活を送るためには、口腔機能の維持が重要となります。乳幼児期から虫歯予防のための歯磨きや歯科検診を習慣化し、よく噛んで食べることを身につけられるよう、子育て期の若い世代への歯科保健指導を実施します。

また、高齢者は噛む力や飲み込む力が低下することで、フレイルや疾病の原因となり、口腔機能の低下は介護問題の大きな課題となっています。そのため全年代を対象とした歯科検診受診を推進し、正しいケアについての情報を発信します。そして口腔機能を維持することの重要性を啓発し、歯科保健と介護予防や健康増進の関係性を普及します。

4. 地域における食育の推進

地域では、家庭や学校、行政などのほか、農林漁業や食品の製造、販売に携わる人や団体など様々な立場で食育に取り組んでいます。これらの組織がそれぞれの役割に応じて、連携しながら食育を推進していくことが重要です。

地域では関係団体による様々な農林漁業体験活動を通じた食育活動が行われています。食生活の改善や健康づくりを推進する活動を行っている食生活改善推進員による、家庭や地域で食を通じた生涯にわたる健康づくり活動を推進します。

また、鹿島の郷土料理や伝統料理を取り入れた料理教室を実施し、食文化の継承に努めます。

地域において子どもや一人暮らしの高齢者などに対し、共食の機会や食体験活動を推進します。家族や生活の多様化に対応し、ひとり親家庭や一人暮らしの高齢者などに健全で充実した食生活を送れるよう支援します。



食改さんの料理教室



ヘルスマイト養成講座

5. 伝統的な食文化継承活動の推進

日本の伝統的な食文化である「和食」は平成 25 年 12 月にユネスコ無形文化遺産に登録されました。食育活動を通して、和食や食事の作法などを含めた伝統的な食文化の保護や継承も必要です。

鹿島市には酒や漬物、味噌、醤油、粕漬を含む発酵食品などの郷土料理や、行事食である「ふなんこぐい」などの伝統的な食文化があります。また、自然の恵みを受けた米やみかん、有明海の恵みであるのりやむつごろうなどの豊富な農水産物に恵まれています。

日本の伝統的な食文化や家庭で受け継がれてきた料理や味を受け継ぎ、豊かな農水産物や発酵食品、鹿島市独自の伝統的食文化を地域や次世代に継承していくことが重要です。そのためには、家庭を中心に地域で学べるようにすることが大切です。

食生活改善推進協議会による料理教室などの活動を通して、幼児から高齢者までの幅広い年代に対し、伝統的食文化の保護や継承及び食に関する学びの場の提供に努めます。



有明海料理

6. 食品ロス削減の推進

食の利便性が向上する一方で、飢餓に苦しむ人もおり、食品の大量廃棄など食品ロスの問題は、現代社会の中で環境問題も含めて非常に大きな問題となっています。食品ロスの原因は、家庭での食べ残しや賞味・消費期限切れ、可食部の廃棄など、食品メーカーでは製造工程で発生する規格外品や包装の印字ミスなどがあります。

食品ロスをなくすためには、食品の「買いすぎ」や飲食店での「注文しすぎ」、食品の期限表示に過敏になる「過度の鮮度志向」などの行動について一人一人が注意することや、賞味期限などの食品の期限表示を正しく理解することが必要です。

県では「食品ロス」の削減やリサイクルを進めるために、利用客への「食べきり」の呼びかけなど、食品ロス削減に協力・貢献する取組「九州食べきり協力店など」を募集されています。市では県と協力しながらこの取組についての周知や協力店を増やすなどの活動に努めます。

また、食べ物を無駄にしないために、未利用食品をフードバンクに寄付することで、食品ロスとともに生活困窮者への支援にもつながります。鹿島市社会福祉協議会では市民や企業と連携しながら、食べ物を必要としている生活困窮者への支援と食品の有効利用のため、フードバンク事業を実施しています。この事業を有効活用するために、事業についての周知を徹底し、協力者を募るための活動を推進します。

《フードバンクとは》

「食品銀行」を意味する社会活動です。まだ食べられるのに、さまざまな理由で処分されてしまう食品を、食べ物に困っている人に届ける活動のことをいいます。



V.各食育の場における食育の推進

1. 保育所・認定こども園・幼稚園における食育の推進

乳幼児期は、食習慣や生活リズムの基礎となる重要な時期です。

子どもたちが多くの時間を過ごす保育所・認定こども園・幼稚園は、乳幼児期の食育を進めていく場として大きな役割を担っています。

(1) 食育推進の取組み

保育所・認定こども園においては「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、各施設の実情に応じた食育年間計画を策定し、子どもたちの発達段階に応じた食育を推進し、引き続き次の3つを目標とします。

①食の大切さを理解する

健康な体のもととなる「食」に関する興味・関心を持ち、おいしく・楽しく食べる。

②食事の基本的マナーを習得する

配膳や食器・箸の持ち方、正しい姿勢で食べるなどの食事マナーを身につける。

③食材と触れ合う機会をもち、食への関心を養う

農業体験を通し、食材がどこで・どのように・どうやって育っているかを学ぶ。「食」の恵みを知ることで「食」への感謝の気持ちを育み、「いただきます」「ごちそうさま」の挨拶を身につける。また、調理体験を通して、自分で調理することの楽しさや大変さを学ぶ。

幼稚園においては、「幼稚園教育要領」に基づき、先生や友達と食べることの楽しみ、食べ物に興味・関心を持ち、進んで食べようとする気持ちが育つよう食育を推進します。

(2) 家庭との連携

園での食育の取組みについて、給食だよりなどにより保護者へ情報を発信します。また保護者の「食」の関心を深め、食育に関する連携を図ります。

2. 学校における食育の推進

社会状況の変化に伴い、子どもたちの食の乱れや健康への影響が見られることから、学校には引き続き、子どもへの食育を進めていく場として大きな役割を担うことが求められています。

(1) 推進体制の充実

食育担当者や栄養教諭などを中心に食育を進めるとともに、家庭・地域との連携による発達段階に応じた食育を推進します。また、学校ごとに「食に関する指導の全体計画」「食に関する指導の年間指導計画」を策定し、学校給食を生きた教材として活用するほか、学校ごとにチームとして協働で取り組み、学校教育活動全体における体系的・継続的な食育の指導に取り組みます。

(2) 食に関する指導の充実

児童生徒の食の自己管理能力を養うために、栄養教諭と学級担任が連携し全学級で食に関する指導を行い、発達段階に応じた食育の充実を図ります。

また、学校給食を生きた教材として活用することで、感謝の心や食事のマナー及び栄養バランスのとれた食事のとり方を理解し、好き嫌いしないで食べようとする態度を育てます。

児童生徒が生涯にわたって健やかに生きるための基礎を培うために、学校教育活動全体を通じた指導に取り組みます。

(3) 食に関する体験活動の推進

総合的な学習の時間や生活科・家庭科などの時間に食に関する体験活動を推進します。生産に関わる人と接したり、児童生徒自らの手で栽培、調理などの体験をすることで、食は自然の恵みや勤労の成果によるものであることを理解させるとともに、食品ロスの視点を持ち、命と食への感謝の気持ちを育みます。

(4) 学校給食の充実

①必要な栄養素量の確保

成長期にある児童生徒の健康の保持増進や体位の向上を促すために、栄養のバランスを考えて献立作成をします。特に日常生活において不足しがちな栄養素を補うため、鉄・食物繊維などの摂取に努めます。

②地場産物の活用

地域の生産者団体などと連携を図り、給食に地元産の食材を積極的に活用します。児童生徒が地元産の食材を通して地域の文化や産業、環境負荷の低減、生産に携わる人々の勤労などを理解することにより、食に対する感謝の気持ちや残さず食べようとする心を育てます。

また、地場産物を活用した給食時間などでの栄養教諭による指導や校内放送、教材作成・配布などに取り組みます。

③魅力のある学校給食

行事食や郷土料理などの和食を取り入れることにより、和食文化や地域

の食文化への興味と理解を深め、郷土への愛着心を育てます。また、児童生徒のアンコール給食を実施して、「食」への関心を高めます。

(5) 食育を通じた健康状態の改善などの推進

栄養教諭は、学級担任や養護教諭、学校医などと連携して、保護者の理解と協力のもとに、児童生徒への指導において、過度の痩身や肥満が心身の健康に及ぼす影響など健康状態の改善などに必要な知識を普及するとともに、食物アレルギーなどの食に関する健康課題を有する子供に対しての個別的な相談指導を行うなど望ましい食習慣の形成に向けた取組を推進します。

(6) 学校・家庭・地域の連携

効果的な食育の推進を図るために、学校長のリーダーシップのもと、栄養教諭を中核として、学校・家庭・PTA・関係団体などが連携・協力した取り組みを推進します。

児童期の食育は家庭の果たす役割が重要であるため、授業参観日における食育の授業公開や学校給食試食会などを通じて保護者への啓発に取り組みます。また、学校・学級だよりや給食だより、食育講演会などを通して、食育の重要性や適切な栄養管理に関する知識などの啓発に努めます。

さらに、地域のお年寄りや生産者との交流給食、食文化の継承を目的としたなかよし料理教室などの取り組みを推進します。

3. 農林水産業における食育の推進

農林水産業は良質な食料と資源を供給するとともに、国土の保全や水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の保持、文化の継承など様々な役割を有しています。

わが国は、恵まれた自然条件や「食」に対する国民の関心が高い食料消費大国ではあるものの、食料自給率はわずか40%程度と主要先進国の中でも最低水準となっており、食料の多くを輸入に頼らざるを得ない食料輸入大国でもあります。

また食の安全に関する問題は、依然として発生しており、後を絶たない状況にもなっています。そのため消費者の食への安全・安心に対する関心は高まる一方であり、生産・加工・流通などの食品関連事業者が食の安全・安心の確保と衛生管理の向上に取り組むことが求められています。また食に関する正しい情報を適切に選別し活用することが困難な状況も見受けられているため、消費者においても食に関する知識と理解を深めることが求められています。

鹿島市は、多良岳山系からの水源やラムサール条約湿地にも登録された「肥前鹿島干潟」を有する有明海など自然豊かな地域で農業が盛んです。農作物の安全性を確保する効果の高い有機農業や化学合成肥料、農薬の使用低減栽培などの環境保全型農業を推進しています。また農林水産業の盛んな鹿島市の特徴を活かし、農業体験を通じて生産者と消費者の交流などの推進も行っています。

このように体験活動を通じて食と農林漁業の絆を深めることで、地元食材の利用促進や農山漁村の重要性を理解し、実感することが引き続き重要だと考えられます。

今後も鹿島市の多彩な食文化と新鮮な農林水産物を活かし、食の大切さとそれを生み出す農林水産業について正しく学習する「食農学習」、新鮮で安全・安心な食材を提供し、生産者と消費者を結びつける「地産地消」、農林水産業の生産に関する体験活動や人々との交流を深める「都市農村交流」を基本として、さらなる啓発・推進を行い、全ての市民が食と農に対する理解を深めることで、健康で豊かな食生活を実現できるよう努めます。

(1) 「食農学習」の推進

農林水産業は私たちの生活に密接に関わっており、その良質な食料と資源を供給する農林水産業の役割や重要性を理解・体験することに主眼をおきながら、「食」と「農」のつながりを実感し、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動の理解に向けた体験活動の推進と機会提供を継続します。



特に子どもたちとその保護者に対する食農学習の取り組みを推進することにより、食における農林水産業の重要性や地域とのつながりを再認識し、市民が自ら食について考える習慣を身に付け、健全な食生活を実現できるよう努めます。

次世代を担う子どもたちの食生活は重要な役割を担うことが考えられるため、食の原点である生産面から農の重要性についての理解を深め、生産者と消費者や社会環境との密接な関係について学ぶことができる農業体験や生産者との交流、料理教室などを保育や教育の現場において推進します。

また、鹿島の農水産物や郷土料理について関心を高めると同時に、地元への愛着と理解を深めるため、食文化の伝承や地産地消の取り組みを進め和食

文化の情報に触れる機会を増やし、地域振興や地域交流にも結びつくことを実感できるよう取り組みの工夫にも努めます。

(主要施策)

- ・ 子どもたちを対象に、播種や栽培、収穫、食など一連の作業を行うことにより農業と食の大切さを学習する農業体験活動・料理教室を推進します。



- ・ 給食で子どもたちに地元農産物を紹介し、その素晴らしさと郷土への誇りを育む鹿島の味体験事業を実施します。

- ・ 伝統的な食文化を継承する地域活動を推進します。 そば打ち体験

(2) 「地産地消」の推進

新鮮で安全かつ安心して食べられる農水産物の確保や、消費者と生産者の交流促進は食育推進の上からも大変重要です。地元農水産物の地元への流通を図るために、多様な生産と販売による地産地消を推進します。

また消費者から求められる食の安全・安心に corres 応えるためには、有機農業などの環境保全型農業を推進するとともにそれらを地元で販売すること、産地表示の徹底や効果的なPRによる生産者・消費者の顔の見える関係づくりを構築します。

消費者においても地元農水産物利用に対する理解を深め、積極的に地元食材を購入するなど地産地消を自主的に行うことが望まれます。

これらの活動を推進することにより地場農産物の品質・信頼性の向上やブランド力強化を図り、地域活性化・地域間交流の促進を深めます。

(主要施策)

- ・ 地場産物の供給体制強化に努め、消費者が求める安全な農産物を安定して供給できるよう生産品目の増加や環境保全型農業を推進します。

- ・ 学校や保育所、医療機関、福祉施設の給食における地場産物の利用を増やすことにより、食育・地産地消を推進します。

- ・ 消費者が地元農水産物を購入するよう積極的な地産地消の取り組みを推進します。また広報紙・ホームページなどで啓発を行います。

- ・ 地産地消や食文化の伝承を促進します。

(3) 「都市農村交流」の拡大

農業体験などを通し、旬の農産物を美味しく味わう収穫体験やグリーン・ツーリズムは、農林水産業の理解促進や食への関心・感謝の気持ちを産み出します。自然環境や農村景観への意識高揚、農村生活への理解促進を行うことで、生産者にとっては直接的な現金収入や農産物の生産、販売の拡大による都市住民との交流が期待できます。鹿島市では、みかんやぶどうの収穫、棚じぶ体験などが行われていますが、一つの施設で滞在や体験、交流を行うことは難しい状況です。そのため鹿島市・太良町・JAで構成する多良岳オレンジ海道を活かす会や観光業と連携し、都市農村交流を実践する個人や団体の連携・組織化を進めることにより、受入体制を充実し鹿島らしい農業振興、地域の活性化を図ります。

(主要施策)

- ・ 都市農村交流に取り組む人材の育成や事業を行う個人・団体の組織化を推進し、さらなる受入体制の強化を図ります。
- ・ 生産者や民宿、直売所などの連携を強化し、地域が一体となった交流を促進します。
- ・ 広報紙・ホームページなどで情報を発信し、都市住民と農林漁業者の交流を促進します。

4. 食品の加工・流通・販売の分野における食育の推進

食品の加工流通販売の分野において、食の安全・安心を確保しながら健全な食生活を送るためには、食品表示や食品の安全性確保などについての情報提供に加え、生産者と消費者との交流を通し、食への興味や理解促進を図る取り組みも重要となります。

これらの状況を踏まえ、これからの食育活動を推進するための具体的な取り組みとして、食品表示をはじめとした食の安全・安心に関する研修会を実施し、食に関する正しい知識の普及を図ります。また、鹿島市産業活性化施設「海道しるべ」を拠点とし、子どもから大人までの幅広い層に向け、農作業体験で収穫した農作物を調理し、親子で味わうなど、食を通じた体験や生産者との交流機会の提供を行います。さらには、形が悪いなどの理由で青果と



スイーツ教室

して出荷できず、これまで廃棄されていた農産物などを有効活用し加工品の開発を行う、6次産業化への支援についても引き続き積極的に取り組みます。

《鹿島市産業活性化施設「海道（みち）しるべ」》

地元の農林水産物やさまざまな地域資源の研究や加工、人の交流や産業間の連携を通して、新たな地域活力の創造や産業活性化を図るために、次の3つを大きな柱とした市の産業活性拠点施設です。

○地域農業の再生に向けた取り組み

- ・農業の試験・研究や農業者の研修

○6次産業化・農商工連携に向けた取り組み

- ・1次産業者の加工研修
- ・流通・販売の促進や産業間の交流と連携
- ・新しい食の研究開発

○観光資源としての活用

- ・市内外との交流と情報発信拠点
- ・既存観光資源や道の駅鹿島との連携



Ⅶ. 現状と目標値

項 目		現状		目標		担当分野
		年度	数値	年度	数値	
1	朝食を毎日食べる者の割合（全世代）	令和2年度	84%	令和7年度	91%	保険健康課
2	健康に食事は大切であると考える児童の割合（小学校）	令和2年度	男：80.1% 女：89.7%	令和7年度	男：91.5% 女：92.7%	教育総務課
3	健康に食事は大切であると考える生徒の割合（中学校）	令和2年度	男：84.6% 女：84.3%	令和7年度	男：90.3% 女：88.2%	教育総務課
4	家族団らんの食事をしている人の割合（週3日以上）	令和2年度	71%	令和7年度	78%	保険健康課
5	自宅で「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをする園児の割合（保育所・認定こども園・幼稚園）	令和2年度	88%	令和7年度	92%	福祉課
6	主食・主菜・副菜をバランス良く食べるように心がけている割合	令和2年度	76%	令和7年度	83%	保険健康課
7	鹿島市国保特定健診受診率	令和元年度	42.2%	令和7年度	45.0%	保険健康課
8	鹿島市国保特定健診受診者のうちメタボリックシンドローム（該当者・予備軍）の割合	令和元年度	30.8%	令和7年度	25.0%	保険健康課
9	鹿島市国保特定健診受診者のうち糖尿病及び予備軍の割合（HbA1c5.6%以上）	令和元年度	78.6%	令和7年度	66.0%	保険健康課
10	学校給食における副食の地元産（県内産）の利用割合（佐賀県の「学校給食における県産農産物等の利用状況調査」による）	令和2年度	25%	令和7年度	55%	農林水産課
11	医療機関、福祉施設、保育所等における地場産品の利用割合	令和2年度	47%	令和7年度	65%	農林水産課
12	商品化に向けた加工品の開発	令和元年度	16品/年	令和7年度	10品/年	産業支援課
13	栄養教諭による1か月あたりの地場産物を活用した食に関する指導平均の取組数	令和2年度	1回/月	令和7年度	6回以上/月	教育総務課
14	3歳児で歯磨きをしている割合	令和2年度	99%	令和7年度	100%	保険健康課

※加工品の開発に関する目標値については、加工品は多種多様であり、過去の状況を鑑み10品/年とした。

1. 鹿島市食育に関するアンケート集計結果

「第3次鹿島市食育推進基本計画」を見直し、新たな「第4次鹿島市食育推進基本計画」を策定するにあたり、住民の食生活や食習慣の実態、食育に対する意識や理解、意見などを把握し、計画づくりの参考資料として活用するためにアンケート調査を実施しました。

(1) 幼児期の食生活について

実施時期：令和2年9月

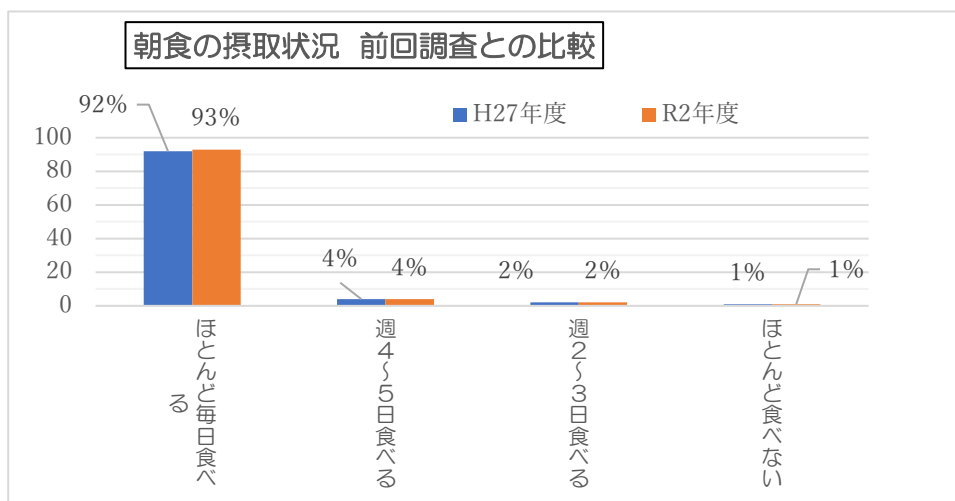
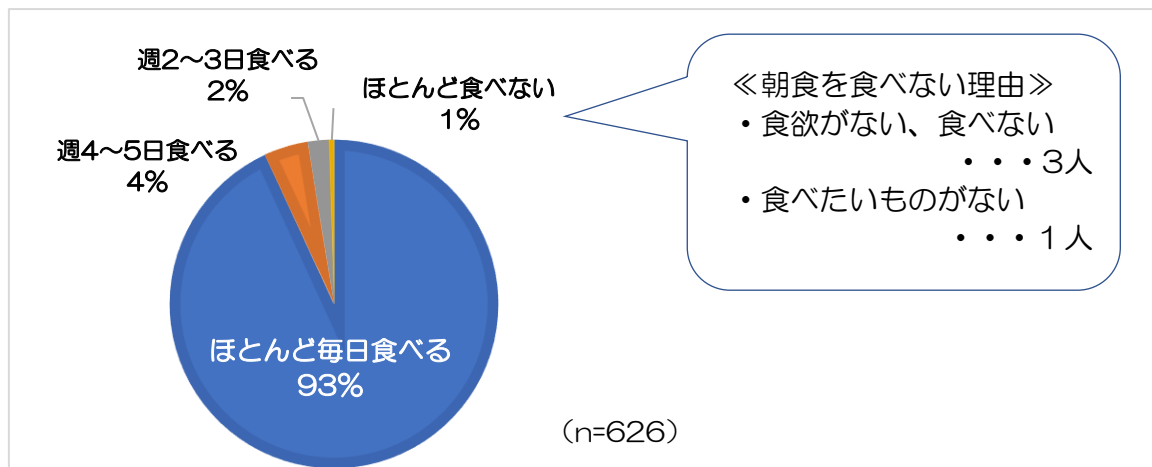
対象者：市内保育所、認定こども園、幼稚園を利用する3歳児（年少児）・4歳児（年中児）・5歳児（年長児）の保護者

対象人数：697人

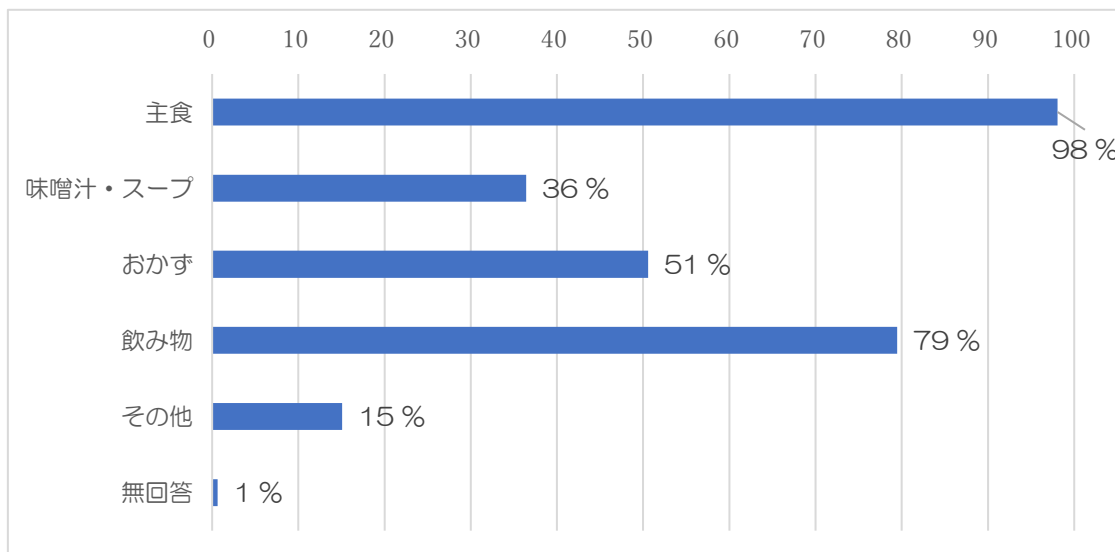
回答数：626人（回収率：89.8%）

◇ 朝食の摂取状況

問. お子さんは朝食を食べていますか。



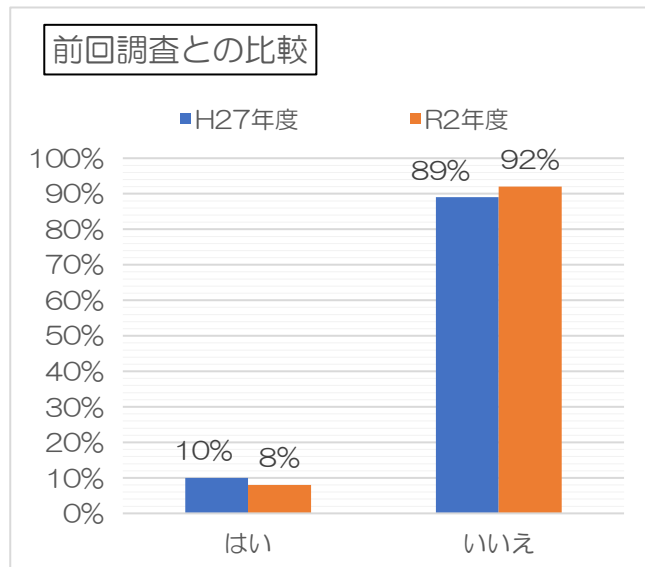
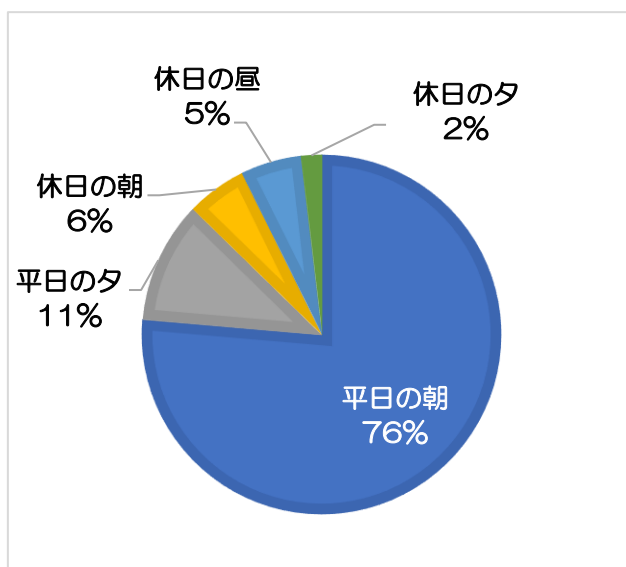
問. お子さんは朝食で何を食べていますか。(複数回答)



※「その他」の回答内容としては、チーズ、果物、デザート（ゼリーやアイスなど）、お菓子などがありました。

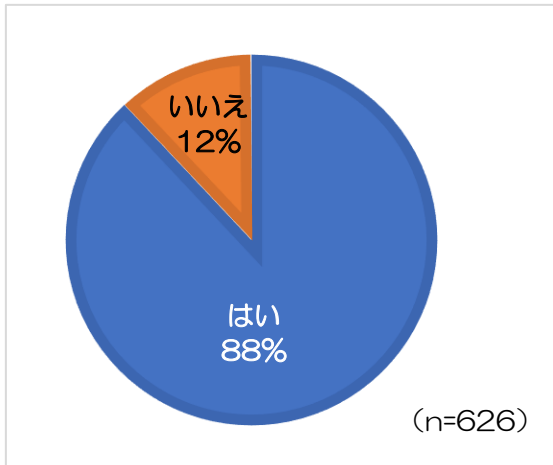
◇ 孤食の状況

問. お子さんは一人で食事（孤食）をすることがありますか。(複数回答)



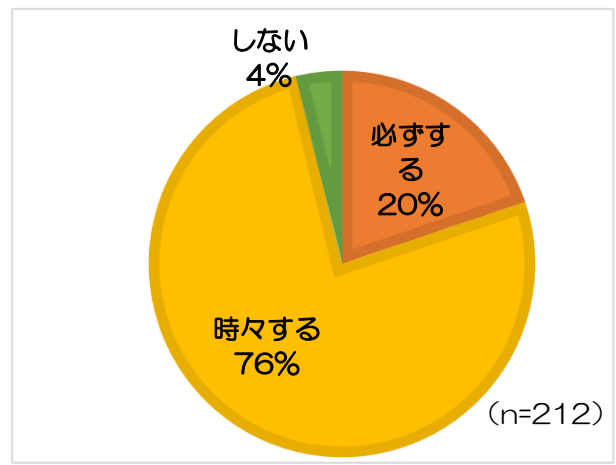
◇ 食事の挨拶について

問. 「いただきます」「ごちそうさま」の挨拶をしていますか。



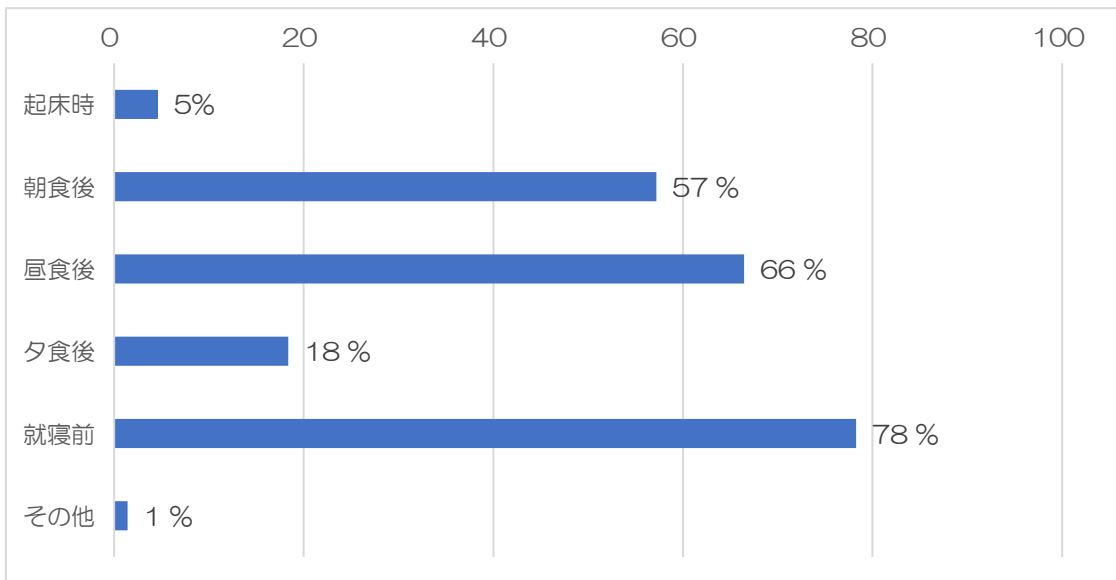
◇ お手伝いについて（年長児）

問. お子さんは調理や片づけに関してお手伝いをしていますか。



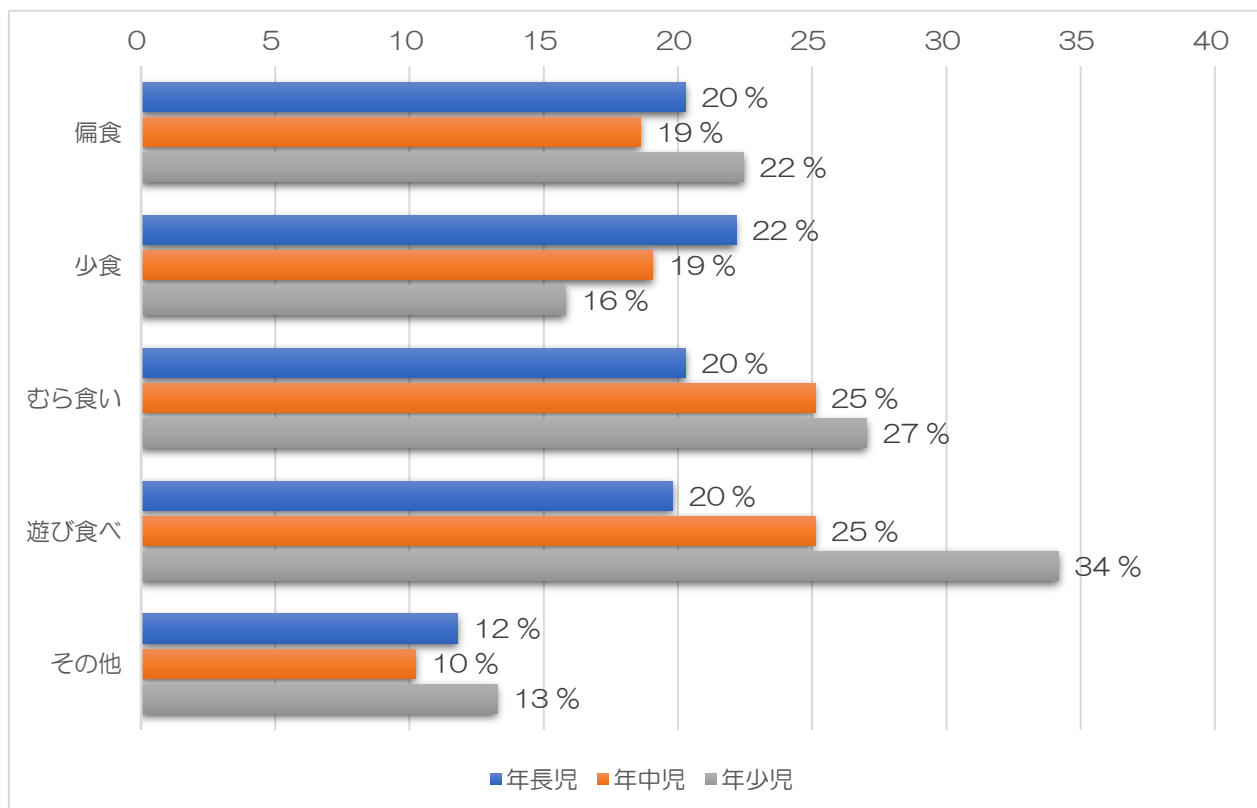
◇ 歯磨きの状況

問. いつ歯を磨いていますか。（複数回答）



◇ 食事について気になることについて

問. 食事について気になることはありますか。(複数回答)



【アンケート結果より】

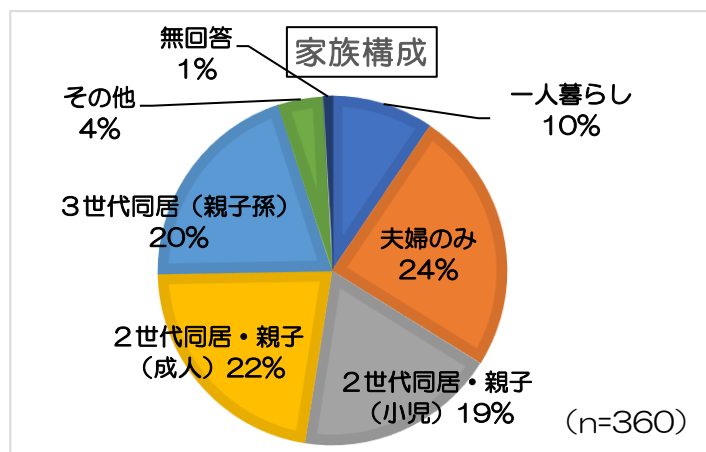
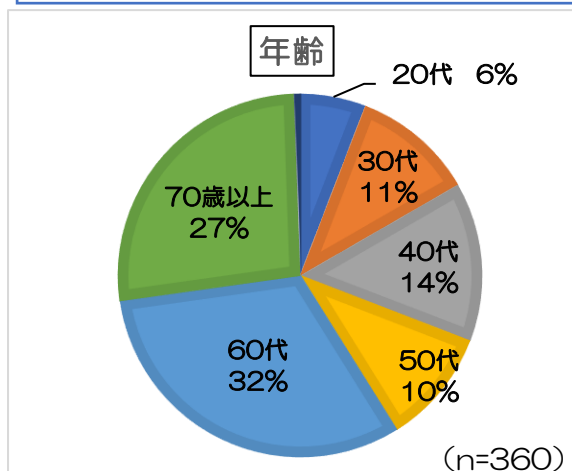
- ・朝食を「ほとんど毎日食べる」と回答した人は全体の9割以上となっていますが、第3次食育計画の目標値97%には届きませんでした。
- ・「ほとんど食べない」と回答した理由として、子どもが「食欲がない・食べない」が最も多くなっていました。
- ・食事のマナーとして、食前食後の挨拶をすると回答した人は88%となっており、多くの子どもが家庭でも「いただきます」「ごちそうさま」の挨拶をする習慣がついていることが窺えました。
- ・子どもが一人で食事をする(孤食)割合は、前回と比較すると減少しています。平日の朝が孤食となりやすい傾向が見られます。
- ・歯磨きの時間は就寝前が最も多く全体の78%となっており、多くの保護者が就寝前の歯磨きをするよう心がけています。
- ・食事について気になることは、年少児であれば「遊び食べ」や「むら食い」が多くなっています。しかし年長児では「少食」が最も多くなっており、成長発達に伴い保護者が気になる項目が変化しています。

(2) 成人期の食生活について

実施時期：令和2年8月～10月

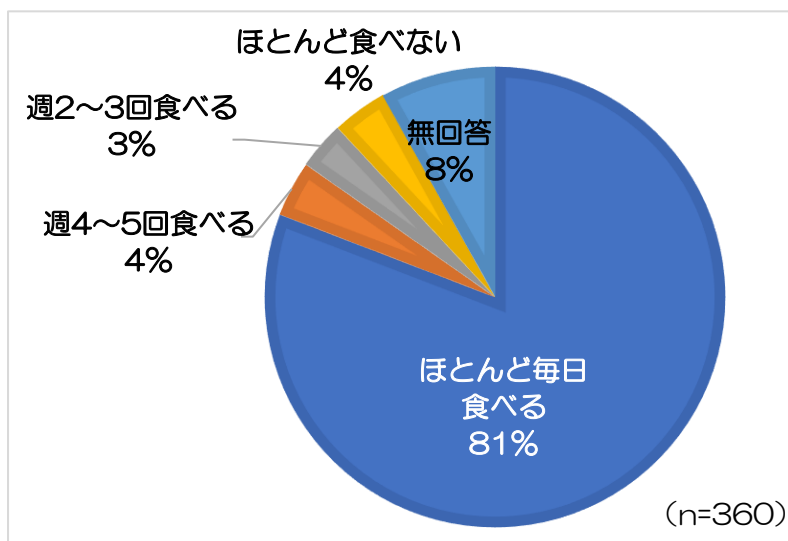
対象者：市内在住の20歳以上の男女

回答数：360人



◇ 朝食の摂取状況

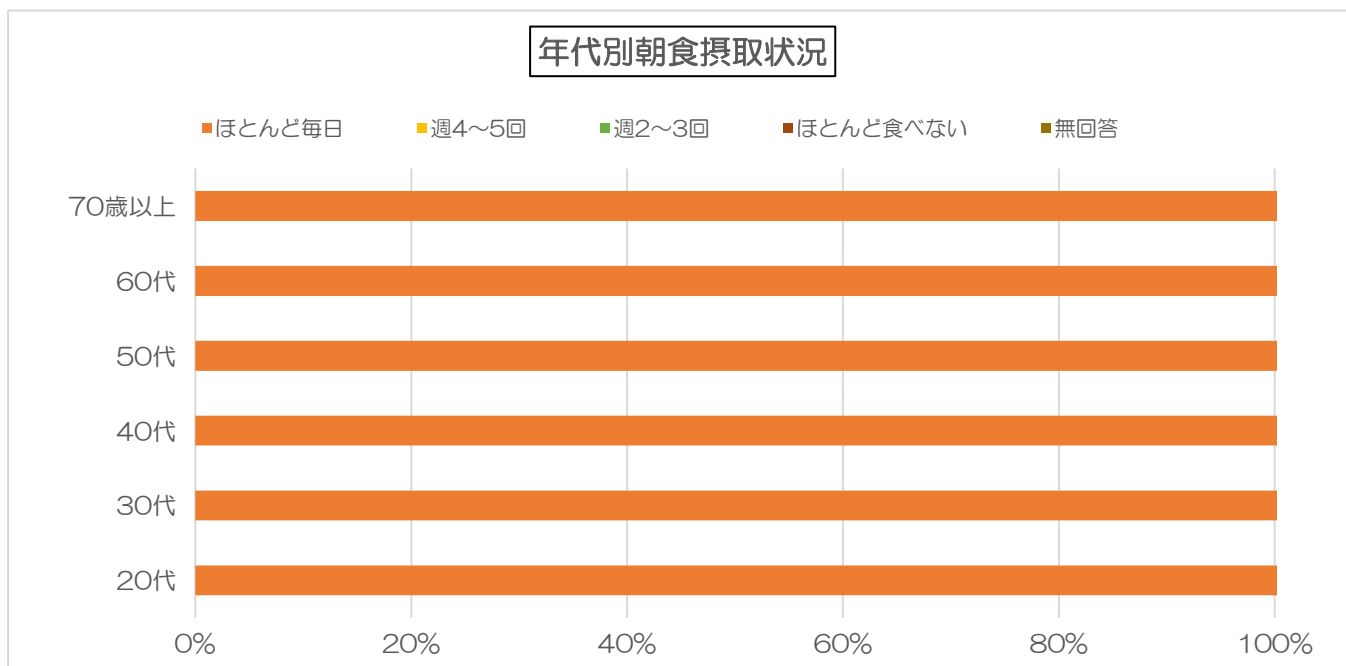
問. あなたは朝食食べていますか。



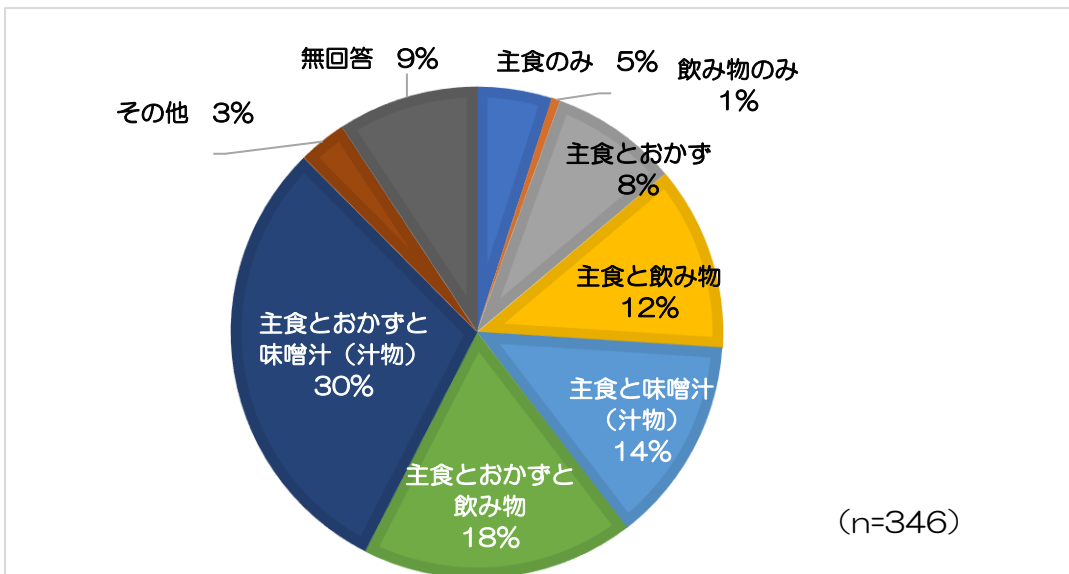
《朝食を食べない理由》

- ・食欲がない・・・3人
- ・食べる時間がない・・・5人
- ・朝食を用意しない・用意されていない・・・2人
- ・習慣になっているから・・・9人

年代別朝食摂取状況

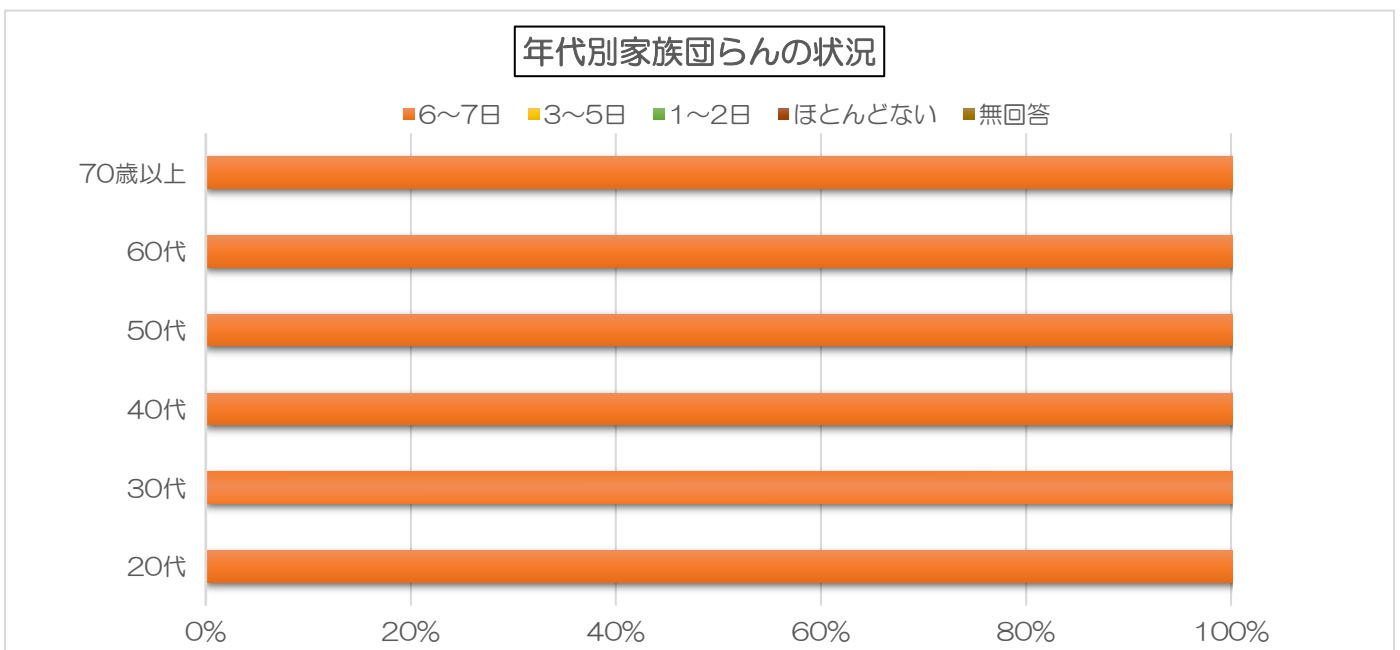
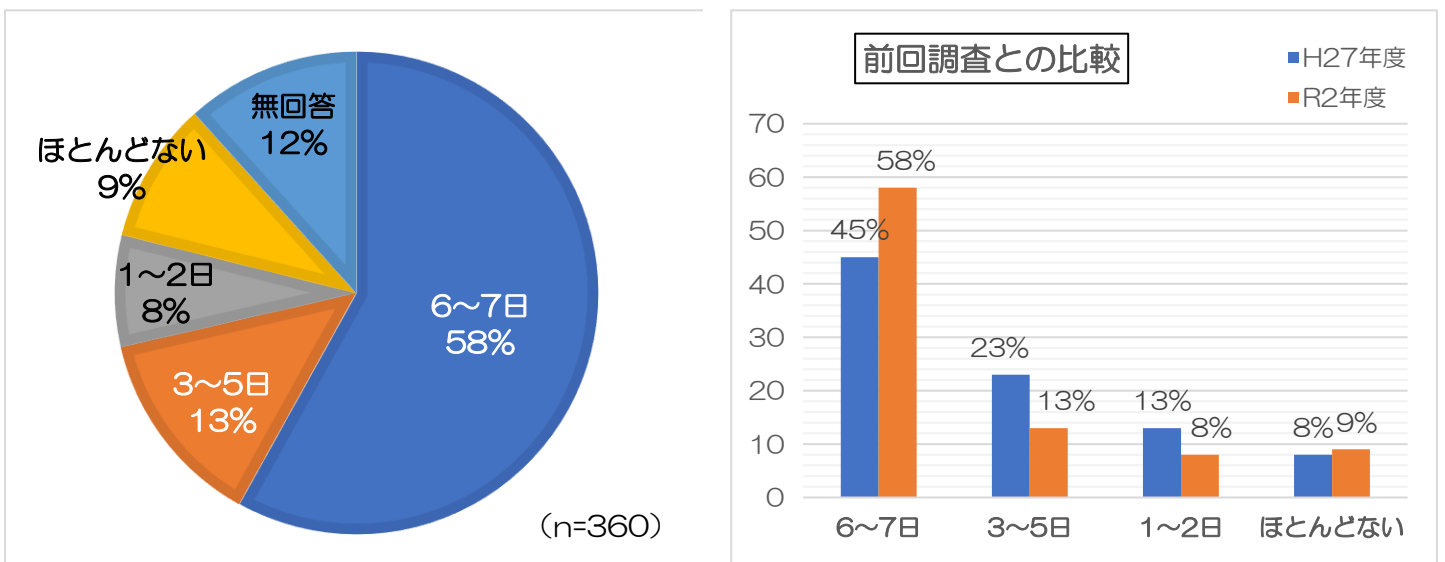


問. 朝食は何を食べていますか。



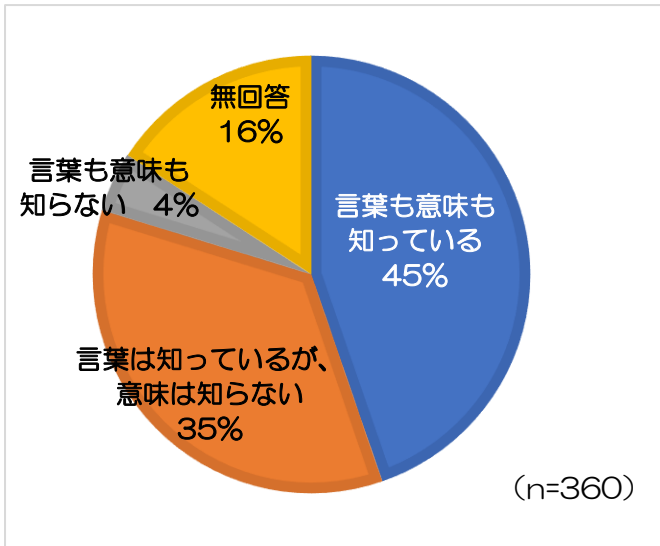
◇ 家族団らんの状況

問. 家族団らんの食事は1週間にどのくらいありますか。

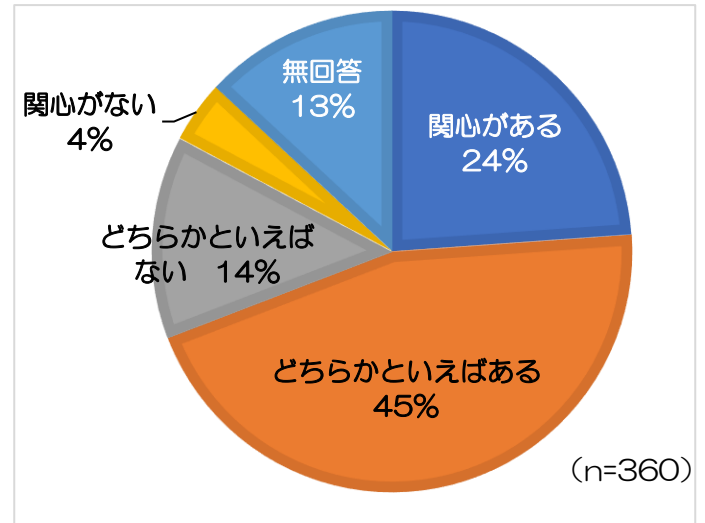


◇ 食育の認知度・関心度について

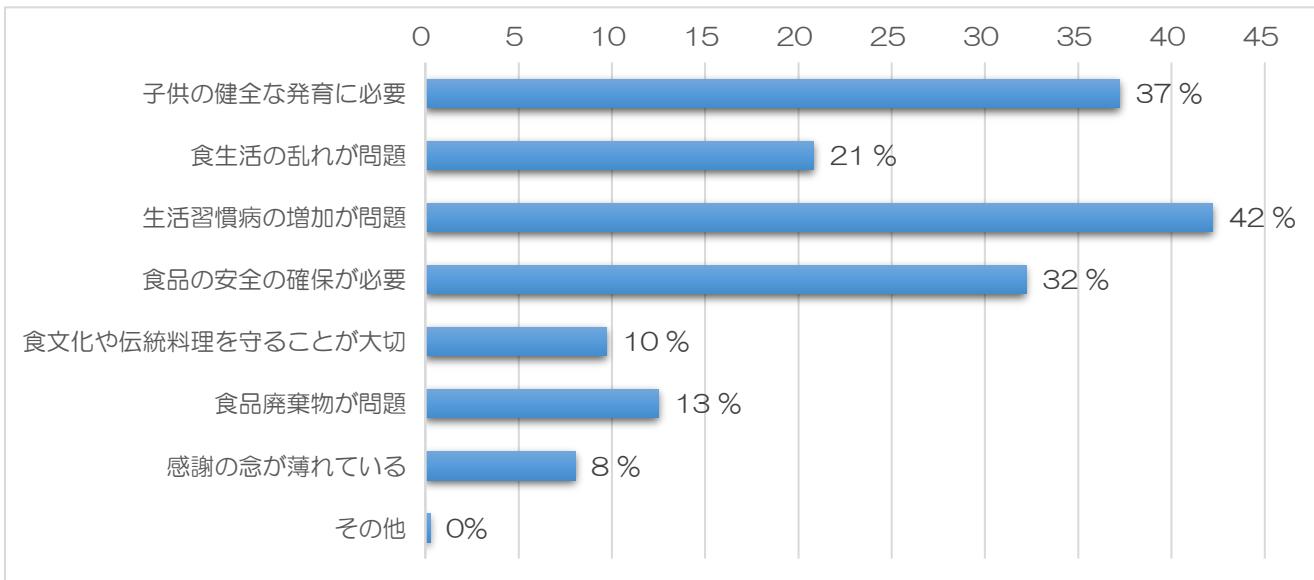
問. 食育について知っていますか。



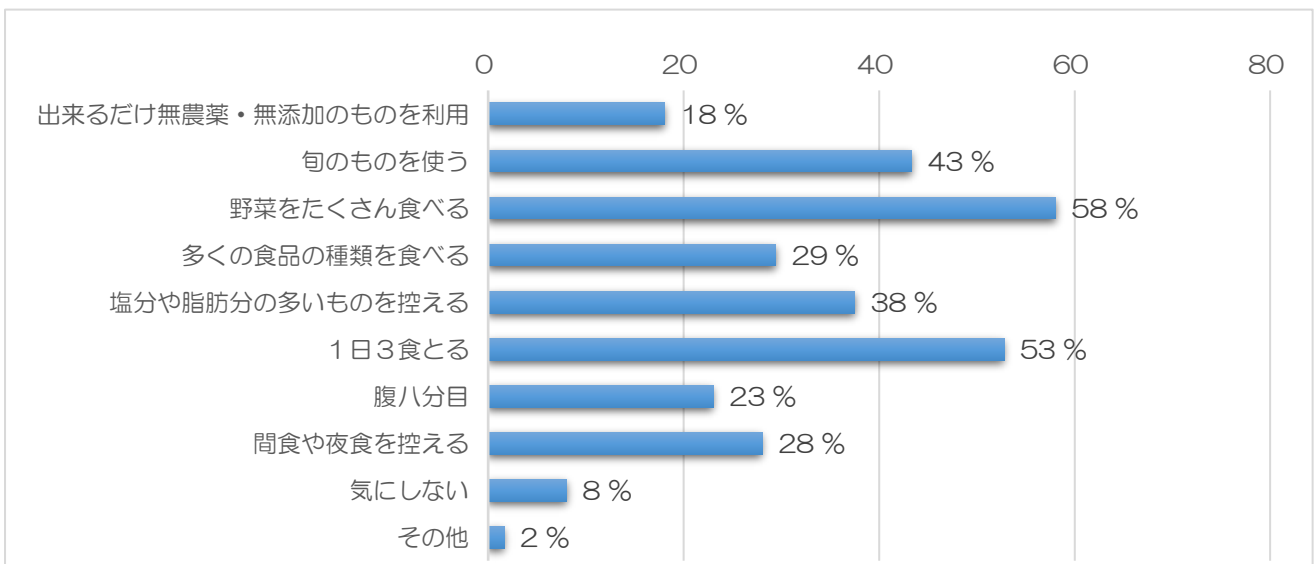
問. 食育に関心がありますか。



問. 食育に関心がある理由は何ですか。(複数回答)

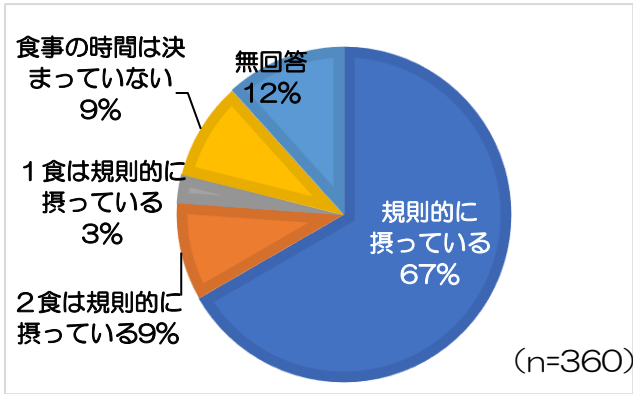


問. 食について心がけていることは何ですか。(複数回答)

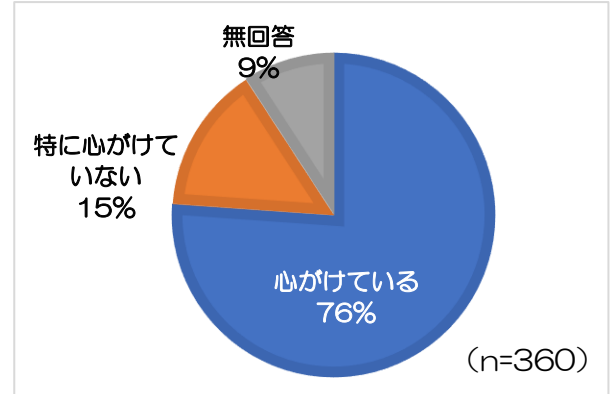


◇ 普段の食事について

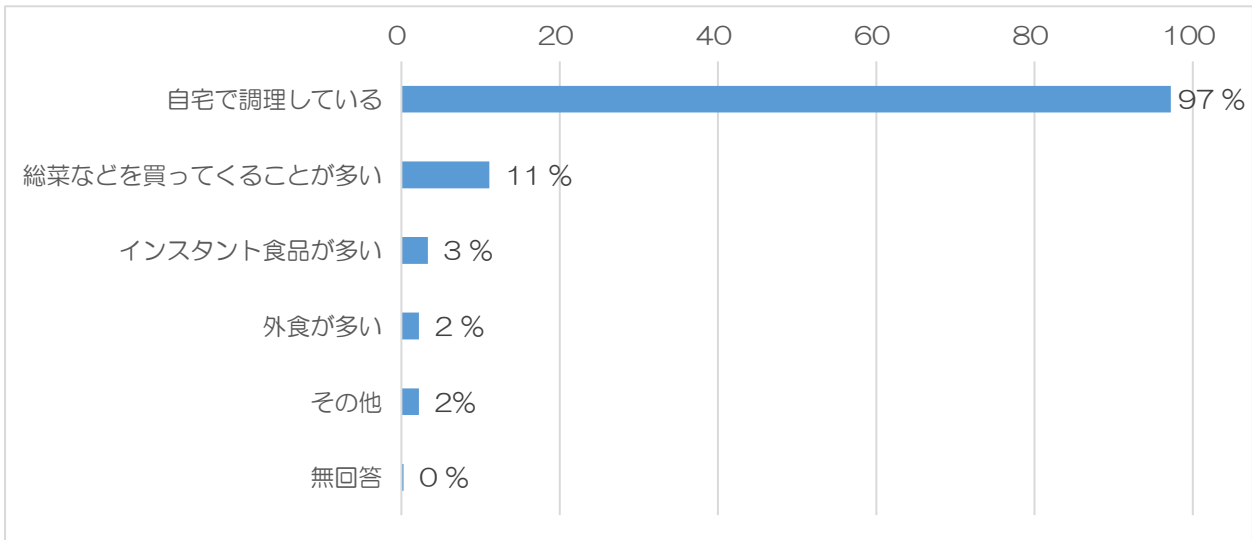
問. 食事をする時間は決まっていますか。



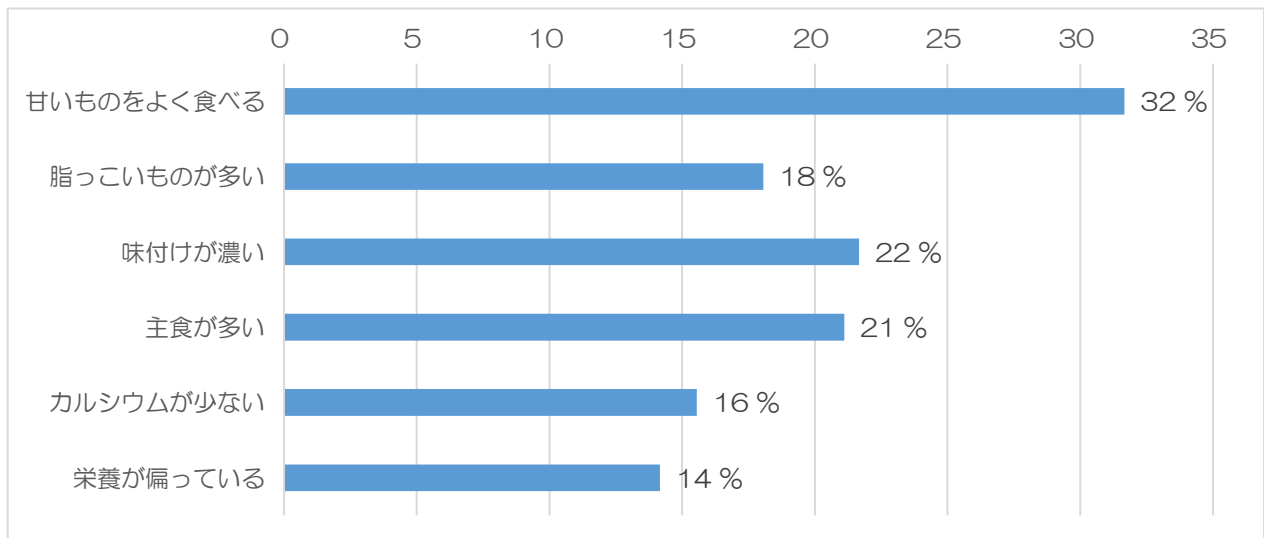
問. 食事をバランスよく摂るように心がけていますか。



問. 食事の準備はどのようにしていますか。

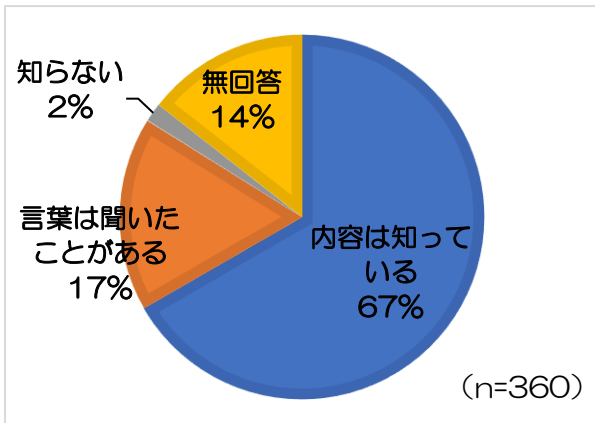


問. 食事の内容で気になることはありますか。(複数回答)

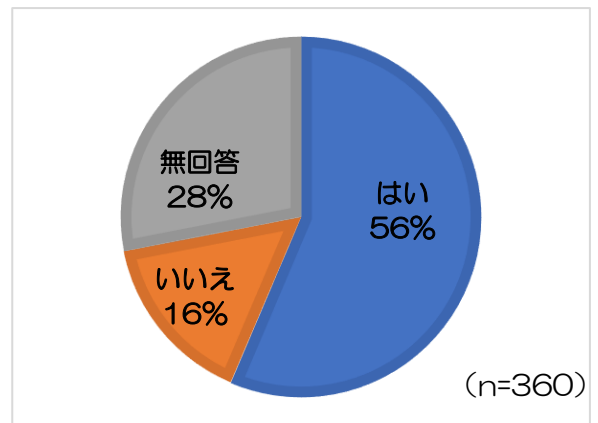


◇ その他

問. メタボリックシンドロームを知っていますか。



問. 郷土料理を食べたことがありますか。



【アンケート結果より】

- ・朝食に関しては、「ほとんど毎日食べる」と回答した人が81%で、内容では「主食とおかずと味噌汁（汁物）」を食べるという回答が最も多く、バランスの取れた朝食を摂ることを心がけていることが窺えます。
- ・年代別の朝食摂取状況では、20代で「ほとんど毎日食べる」と回答した人が57%と特に少ないです。朝食を食べない理由としては、「習慣になっているから」という回答が64%と最も多くなっています。
- ・家族団らんの日数を前回調査と比較すると、「6～7日」と回答した人が13%増加しています。
- ・食育に関しては、「言葉も意味も知っている」と回答した人が45%です。関心度では、「関心がある」と回答した人が24%と「どちらかといえばある」と回答した人が45%となっており、合わせると69%のため過半数以上の方が食育に関心があることが窺えます。
- ・メタボリックシンドロームに関しては、「内容は知っている」と回答した人が67%と多くの方が認知しており、「生活習慣病の増加が問題」と感じている人が42%となっています。それに伴い食のバランスや規則正しく食べること、野菜を多く摂ることを心がけている人がそれぞれ多くなっています。
- ・食事内容に関しては、「甘いものをよく食べる」という回答が最も多くなっています。一方で「野菜をたくさん食べる」や「1日3食とる」などの回答も多く、食について心掛けている人も多くいます。



2. 鹿島市食育推進基本計画策定委員会 名簿等

本基本計画は、下記策定委員の審議により策定しました。

(敬称略)

	所属団体等	氏名
会長	鹿島市区長会代表 (鹿島市区長会副会長 中村区長)	山口 光廣
副会長	鹿島市食生活改善推進協議会代表 (鹿島市食生活改善推進協議会 会長)	石田 雅子
委員	杵藤保健福祉事務所代表 (杵藤保健福祉事務所 健康推進担当係長)	村武 悦子
委員	佐賀県栄養士会代表 (公益社団法人佐賀県栄養士会 理事)	土岐 幸子
委員	佐賀県農業協同組合代表 (JA さが鹿島藤津営農経済センター 経済生活課 課長)	溝口 あけみ
委員	佐賀県有明海漁業協同組合代表 (佐賀県有明海漁業協同組合鹿島市支所 主任)	平 裕希
委員	鹿島商工会議所代表 (鹿島商工会議所女性会 会長)	鈴田 ヨシ子
委員	鹿島市保育会代表 (旭ヶ岡保育園 園長)	指山 勝徳
委員	農産加工物直売所代表 (株式会社 七浦 道の駅鹿島 直販課課長)	木原 松代
委員	鹿島市母子保健推進協議会代表 (鹿島市母子保健推進協議会 会長)	植松 光子
委員	鹿島市小中学校代表 (鹿島市立明倫小学校 栄養教諭)	道田 由紀

鹿島市食育推進基本計画 庁内作業部会

市民部 福祉課
教育委員会 教育総務課、給食センター
産業部 農林水産課、産業支援課

鹿島市食育推進基本計画 事務局

市民部 保険健康課(予防係)



策定委員会

3. 鹿島市食育推進基本計画策定委員会設置要綱

鹿島市訓令甲第35号

鹿島市食育推進基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の食育施策において総合的かつ計画的な推進を目的とする鹿島市食育推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、鹿島市食育推進基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務について所掌する。

- (1) 基本計画の作成に必要な情報の収集及び整理並びにそれらの提供に関すること。
- (2) 基本計画の原案の作成に関すること。
- (3) 基本計画の変更に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、基本計画の作成に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命するものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 農林漁業関係者
- (4) 保健関係者
- (5) 福祉関係者
- (6) その他市長が適当と認める者

3 委員の報酬は、鹿島市特別職の職員で非常勤の者の報酬並びに費用弁償支給条例（昭和42年条例第17号）第2条第3項の規定により市長が定める額とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画を策定する日（基本計画の変更にあたっては、変更計画を策定する日）までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員が会議に出席できないときは、委任状により代理人が出席できるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保険健康課において処理する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年訓令甲第61号)

この要綱は、公布の日(平成27年12月25日)から施行する。



第4次鹿島市食育推進基本計画

令和3年（2021年）6月

発行 鹿島市市民部保険健康課予防係（鹿島市保健センター）

〒849-1312

佐賀県鹿島市大字納富分2643番地1

TEL 0954-63-3373

FAX 0954-63-2135

ホームページ <http://www.city.saga-kashima.lg.jp>